

市町別主要指標

区 分	総 数				西 部 東	東 部	福 山	北 部
		西 部	広 島	呉				
面積 (K m ²)	6,701.97	568.15	1,599.45	100.72	796.49	1,034.76	577.73	2,024.67
世 帯 数	419,004	64,205	76,275	11,456	98,684	110,109	20,444	37,831
総 人 口	903,986	141,315	167,910	21,171	212,928	232,811	45,127	82,724
0～4歳	30,930 (3.4)	5,297 (3.7)	6,655 (4.0)	454 (2.1)	8,268 (3.9)	6,702 (2.9)	1,035 (2.3)	2,519 (3.0)
5～9歳	37,867 (4.2)	6,309 (4.5)	7,428 (4.4)	539 (2.5)	9,992 (4.7)	8,936 (3.8)	1,530 (3.4)	3,133 (3.8)
10～14歳	40,098 (4.4)	6,308 (4.5)	7,506 (4.5)	614 (2.9)	10,583 (5.0)	9,827 (4.2)	1,775 (3.9)	3,485 (4.2)
15～19歳	40,738 (4.5)	6,282 (4.4)	7,603 (4.5)	641 (3.0)	10,706 (5.0)	10,055 (4.3)	1,887 (4.2)	3,564 (4.3)
20～24歳	38,758 (4.3)	6,080 (4.3)	7,134 (4.2)	736 (3.5)	11,013 (5.2)	9,146 (3.9)	1,705 (3.8)	2,944 (3.6)
25～29歳	36,331 (4.0)	5,964 (4.2)	7,418 (4.4)	655 (3.1)	10,063 (4.7)	7,972 (3.4)	1,401 (3.1)	2,858 (3.5)
30～34歳	40,258 (4.5)	6,576 (4.7)	8,335 (5.0)	804 (3.8)	10,838 (5.1)	9,002 (3.9)	1,548 (3.4)	3,155 (3.8)
35～39歳	47,775 (5.3)	8,104 (5.7)	9,444 (5.6)	874 (4.1)	12,290 (5.8)	11,278 (4.8)	1,929 (4.3)	3,856 (4.7)
40～44歳	52,521 (5.8)	8,434 (6.0)	10,031 (6.0)	1,044 (4.9)	13,543 (6.4)	12,852 (5.5)	2,214 (4.9)	4,403 (5.3)
45～49歳	64,455 (7.1)	10,109 (7.2)	12,317 (7.3)	1,230 (5.8)	16,230 (7.6)	16,267 (7.0)	3,050 (6.8)	5,252 (6.3)
50～54歳	60,504 (6.7)	9,610 (6.8)	11,672 (7.0)	1,278 (6.0)	15,068 (7.1)	15,098 (6.5)	2,954 (6.5)	4,824 (5.8)
55～59歳	51,551 (5.7)	8,112 (5.7)	9,642 (5.7)	1,134 (5.4)	12,385 (5.8)	13,303 (5.7)	2,686 (6.0)	4,289 (5.2)
60～64歳	55,926 (6.2)	8,904 (6.3)	9,463 (5.6)	1,416 (6.7)	12,154 (5.7)	15,347 (6.6)	3,053 (6.8)	5,589 (6.8)
65～69歳	62,298 (6.9)	10,018 (7.1)	10,355 (6.2)	1,726 (8.2)	12,608 (5.9)	17,497 (7.5)	3,569 (7.9)	6,525 (7.9)
70～74歳	80,063 (8.9)	12,454 (8.8)	14,003 (8.3)	2,471 (11.7)	16,341 (7.7)	22,263 (9.6)	4,537 (10.1)	7,994 (9.7)
75～79歳	55,987 (6.2)	8,283 (5.9)	10,098 (6.0)	1,877 (8.9)	11,515 (5.4)	15,945 (6.8)	3,110 (6.9)	5,159 (6.2)
80歳以上	107,926 (11.9)	14,471 (10.2)	18,806 (11.2)	3,678 (17.4)	19,331 (9.1)	31,321 (13.5)	7,144 (15.8)	13,175 (15.9)
人 口 密 度	134.9	248.7	105.0	210.2	267.3	225.0	78.1	40.9
高 齢 化 率	33.9%	32.0%	31.7%	46.1%	28.1%	37.4%	40.7%	39.7%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 広島市, 呉市, 福山市の値を除く。

(注3) 面積…「令和4年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注4) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和4年1月1日現在](日本人住民)

(注5) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注6) 人口密度…総人口/面積

常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和4年度)

	項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
西部	エイズ	HIV抗原抗体検査	毎月第3水曜日	9:00~11:00	西部保健所2階相談室	要予約 令和4年11月~令和5年1月までは、13:00~15:00も検査枠拡大。
	梅毒	梅毒検査	毎月第3水曜日	9:00~11:00	西部保健所2階相談室	
	肝炎	B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	9:00~11:00	西部保健所2階相談室	
	精神保健福祉相談	精神科医師による相談	令和4年4月21日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	要予約
			令和4年5月12日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
			令和4年5月27日(金)	14:00~16:00	大竹市役所	
			令和4年6月16日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
			令和4年7月6日(水)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
			令和4年8月4日(木)	14:00~16:00	山崎本社みんなのあいプラザ	
			令和4年9月9日(金)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
			令和4年10月20日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
			令和4年11月10日(木)	14:00~16:00	大竹市役所	
			令和4年11月25日(金)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
			令和4年12月15日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	
令和5年1月18日(水)	14:00~16:00	山崎本社みんなのあいプラザ				
令和5年2月16日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室				
令和5年3月3日(金)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室				
西部	こころの健康相談	精神科医による相談	令和4年9月15日(木)	13:30~15:30	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常友1504-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)
			令和4年5月30日(月) 令和4年7月25日(月) 令和4年11月28日(月) 令和5年3月20日(月)	13:30~15:30	府中町老人福祉センター 福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町健康推進課 (082-286-3257)
			令和4年6月24日(金) 令和4年9月16日(金)	13:30~15:30	海田町保健センター (安芸郡海田町中店8-33)	海田町健康増進係 (082-823-4418)
			令和4年8月9日(金) 令和4年12月15日(金) 令和5年3月10日(金)	13:30~15:30	熊野町民会館 (安芸郡熊野町中溝1-11-2)	熊野町子育て・健康推進課 (082-820-5637)
			令和4年8月23日(金) 令和5年2月9日(木)	13:30~15:30	坂町保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保険健康課 (082-885-3131)
			令和4年9月14日(水)	13:30~15:30	殿賀ふれあいプラザ (山県郡安芸太田町下殿賀下堀711-1)	安芸太田町健康づくり課 (0826-22-0196)
			令和4年7月26日(火) 令和4年11月29日(火)	13:30~15:30	千代田開発センター (山県郡北広島町有田1234-1)	北広島町保健健康増進係 (050-5812-1853)
エイズ	HIV抗体検査	毎月第1火曜日	13:00~15:00	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制	
肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第1火曜日	13:00~15:00	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制	
西部	エイズ等対策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	毎月第3水曜日 (7.9月は第2水曜日)	9:00~12:00 (6月は9:00~16:00)	西部保健所呉支所	予約制
	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日 (7.9月は第2水曜日)	9:00~12:00	西部保健所呉支所	
	精神保健福祉相談	精神保健	毎月第2金曜日 (5月は第3金曜日)	13:30~15:00	江田島市	
西部	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	原則 第1火曜日	13:00~14:00	西部東保健所	予約制
	エイズ・性感染症対策	HIV抗原抗体検査及び梅毒検査	原則 第1・3火曜日	第1 9:00~11:00 第3 9:00~11:00及び 13:00~14:00	西部東保健所	
	精神保健	精神保健相談	原則 第2木曜日	13:30~15:00	西部東保健所	
東部	感染症対策	肝炎ウイルス検査及び相談 HIV抗原抗体検査・梅毒検査 及び相談	第3木曜日	9:30~10:45 13:00~15:00	東部保健所相談室 及び診察処置室	予約制
	精神保健福祉	精神保健福祉相談	第3水曜日	13:30~15:30	次のいずれかの場所で開催 ・尾道庁舎(東部保健所) ・東部建設事務所三原支所 ・世羅保健福祉センター	
	健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第3火曜日	13:30~15:30	東部保健所指導室	
東部	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第2火曜日 (祝日を除く)	14:00~15:30	福山庁舎	要予約
	母子保健対策	長期療養児療育相談	年6回	13:00~15:00	福山庁舎	保健師等による相談
	栄養改善対策	アレルギー相談	随時	9:00~17:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士による相談
	感染症対策	エイズに関する相談	随時	8:30~17:15	福山庁舎	保健師等による相談
		HIV抗原抗体検査・梅毒検査	第2火曜日	9:00~15:30	福山庁舎	-
		ひきこもり・うつ等専門相談	年12回	13:00~15:00	福山庁舎	精神保健相談医又は精神保健福祉相談員等による相談
精神保健福祉対策	心の健康相談	年2回	13:00~15:00	府中市保健福祉総合センター	精神保健相談医による相談	
	心の健康相談	年6回	13:00~15:00	神石高原町保健福祉センター	精神保健相談医による相談	
	ろうあ者専門相談	生活、福祉相談	原則として、 月曜日~金曜日	10:00~16:45	三次庁舎第3庁舎	予約制
精 神	心の健康相談	毎月第3火曜日 [6月は第4水曜日] [3月は第2火曜日]	13:00~14:30	三次庁舎第3庁舎		
		令和4年8月30日(火)	14:00~15:00	庄原市役所東城支所		
		令和4年9月28日(水)		庄原市役所 西城保健福祉センター		
エイズ	HIV抗原抗体検査 梅毒検査	毎月第4木曜日	9:00~11:00 (6月・12月は13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎		
肝炎対策	肝炎ウイルス検査	[2月は第3木曜日]				
庄原サテライト	食品衛生の 許認可等相談	毎月第2.4水曜日 (当日が祝日の場合には開催しない)	10:00~15:00	庄原庁舎第3庁舎		

管内の状況 一覧

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考	
(※) 保 育 所 公 立	5	5	-	-	-	-	-	-		
(※) 私 立	11	11	-	-	-	-	-	-		
(※) 母 子 生 活 支 援 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-		
(※) 児 童 館	3	3	-	-	-	-	-	-		
(※) 児 童 遊 園	1	1	-	-	-	-	-	-		
(※) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	51	15	-	-	8	17	-	11		
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	1,147	323	-	-	357	394	-	73	令和4年4月1日現在	
介 護 医 療 院	14	5	-	-	3	5	-	1		
病 院	152	13	11	30	20	23	45	10		
病 院 病 床 数	23,944	2,441	1,850	4,371	3,233	4,084	6,279	1,686		
一 般 診 療 所	1,379	123	147	243	175	208	394	89		
歯 科 診 療 所	833	71	95	146	100	125	256	40		
歯 科 技 工 所 数	143	29	29	-	27	39	3	16		
助 産 所	24	4	8	-	3	7	1	1		
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	482	48	120	7	74	162	28	43	
	柔道整復師法関係	257	48	44	6	60	65	10	24	
出張のみの業務の届出数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係)	91	13	30	2	16	26	-	4		
衛 生 検 査 所	6	-	1	-	2	1	-	2		
給 食 施 設 数	797	111	136	18	163	196	45	128		
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	10,644	1,586	1,676	314	2,166	2,977	630	1,295		
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	2,112	293	415	87	493	440	105	279		
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	4,645	455	901	247	967	141	887	1,047		
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	1,015	250	106	121	188	246	16	88		
犬 の 登 録 頭 数	37,439	7,343	8,218	821	11,352	-	4,314	5,391		
(※) 水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-		
(※) 上 水 道 事 業	12	6	-	-	2	2	-	2		
簡 易 水 道 事 業	5	4	-	-	-	1	-	-		
(※) 専 用 水 道	8	8	-	-	-	-	-	-		
薬 局 (既 存 薬 局 を 含 む 。)	540	77	89	11	113	162	30	58		
店 舗 販 売 業	202	27	38	6	43	55	10	23		
卸 売 販 売 業	78	6	10	-	21	30	1	10		
既 存 薬 種 商 等	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 例 販 売 業	15	-	2	6	-	-	1	6		

管内の状況 一覧

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	512	58	92	8	121	148	28	57	
管理医療機器販売業・貸与業	2,920	271	496	72	866	660	281	274	
麻 薬 取 扱 者	4,311	423	330	810	529	683	1,279	257	
(※) 温 泉 利 用 施 設	10	10	-	-	-	-	-	-	
ば い 煙 発 生 施 設	1,729	283	282	68	530	465	101	-	
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	843	8	32	-	614	164	25	-	
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	47	16	1	-	8	20	2	-	
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	746	41	196	34	256	156	63	-	
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	1,047	88	213	30	248	320	148	-	
水 銀 排 出 施 設	54	14	10	1	13	13	3	-	
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	101	17	14	1	21	37	11	-	
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	3,332	413	794	112	667	1,043	303	-	
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	588	21	357	24	25	33	128	-	
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	444	43	82	13	80	153	73	-	
汚 染 土 壌 処 理 業	1	-	-	1	-	-	-	-	
(※) ごみ処理施設焼却施設	5	-	2	-	3	-	-	-	
(※) R D F施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	8	-	5	-	3	-	-	-	
(※) 一般廃棄物最終処分場	2	-	-	-	2	-	-	-	
(※) し 尿 処 理 施 設	5	-	1	-	4	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	2,166	193	257	27	357	397	803	132	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	47	10	9	-	19	-	7	2	
産 業 廃 棄 物 処 分 業	246	32	50	8	47	58	23	28	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	16	4	6	-	5	-	1	-	
中間処理施設	290	26	39	16	37	100	43	29	
最終処分場	37	3	3	4	11	15	1	-	
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	282	47	61	9	38	70	32	25	
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-	-	-	-	-	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	365	34	110	12	64	93	18	34	
自動車リサイクル引取業者	179	23	35	1	51	36	13	20	
フロン類 回収業者	92	7	19	1	30	18	7	10	
解体業者	33	2	6	-	10	10	2	3	
破砕業者	19	1	3	-	7	4	1	3	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和3年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名	
計	119	361	44		
小 計	66	223	26		
保 健 師	西 部	8	32	4	日本赤十字広島看護大学
	西 部 広 島	8	32	8	安田女子大学、広島大学
	西 部 東	8	30	4	日本赤十字広島看護大学
	東 部	19	38	2	県立広島大学: 福山支所と合同でリモート開催
	東 部 福 山	19	75	4	県立広島大学
	北 部	4	16	4	日本赤十字広島看護大学
小 計	33	118	17		
管 理 栄 養 士	西 部 広 島	4	16	4	広島修道大学
	東 部	8	32	4	安田女子大学
	東 部 福 山	14	56	7	福山大学
	北 部	7	14	2	安田女子大学
小 計	20	20	1		
歯 科 衛 生 士	西 部 広 島	20	20	1	広島高等歯科衛生士専門学校

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和3年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
実施回数(O1)	2	2	10	-	3	-	-	-
西部	-	1	2	-	-	-	-	-
西部広島	1	1	5	-	3	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	1	-	2	-	-	-	-	-
北部	-	-	1	-	-	-	-	-
参加延人員(O2)	(16)	(26)	(58)	(-)	(14)	(-)	(-)	(-)
西部	(-)	(10)	(6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
西部広島	(10)	(16)	(40)	(-)	(14)	(-)	(-)	(-)
西部呉	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
西部東	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
東部	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
東部福山	(6)	(-)	(8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
北部	(-)	(-)	(4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

区分	精神保健福祉 (9)	難病 (10)	介護保険 (11)	健康危機管理 (12)	その他 (13)	計 (14)
実施回数(O1)	10	2	-	5	7	41
西部	3	-	-	2	3	11
西部広島	1	-	-	1	1	13
西部呉	2	-	-	1	1	4
西部東	-	-	-	1	-	1
東部	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	3
北部	4	2	-	-	2	9
参加延人員(O2)	(211)	(9)	(-)	(36)	(165)	(535)
西部	(132)	(-)	(-)	(10)	(36)	(194)
西部広島	(6)	(-)	(-)	(7)	(17)	(110)
西部呉	(4)	(-)	(-)	(5)	(5)	(14)
西部東	(-)	(-)	(-)	(14)	(-)	(14)
東部	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
東部福山	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(14)
北部	(69)	(9)	(-)	(-)	(107)	(189)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和3年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年11月27日
構 成 団 体	地区医師会, 地区歯科医師会, 地区薬剤師会, 公的病院, 看護協会, 介護支援専門員連絡協議会, 公衆衛生推進協議会, 社会福祉協議会, 民生委員・児童委員協議会, 女性関係団体, 市, 厚生環境事務所・保健所 その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	山根 基 (佐伯地区医師会会長)
部 会 の 設 置	地域ケア専門部会, 公衆衛生・母子保健専門部会, 保健医療計画推進専門部会, 地域医療構想推進専門部会
総 会	第1回: 令和3年6月(Web開催), 第2回: 令和4年2月(Web開催)
理 事 会	—
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
	地域包括ケアシステム強化推進事業(多職種連携研修)
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修事業
補 助 事 業	地域ケア専門部会運営事業
	公衆衛生・母子保健専門部会運営事業(健康ひろしま21推進, 感染症危機管理, 精神疾患対策)
	保健医療計画推進専門部会運営事業
	地域医療構想推進専門部会運営事業
保健・医療・福祉推進事業	
そ の 他	—

名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地対協)
設 立 年 月 日	平成9年9月26日
構成団体	安芸地区医師会, 安芸歯科医師会, 安芸薬剤師会, 済生会広島病院, マツダ株式会社マツダ病院
	安芸郡各町社会福祉協議会, 海田地域公衆衛生推進協議会
	府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	片桐 則明
部 会 の 設 置	地域保健専門部会 医療福祉専門部会 地域ケア専門部会
総 会	書面開催
理 事 会	—
事 業	事業名
委託事業	地域保健医療推進事業, うつ病等地域医療連携事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
補助事業	運営費(会議費, 事務局費)
	感染症対策事業
	地域保健専門部会事業
	母子保健推進事業
	地域精神保健福祉推進事業
	食育推進・栄養改善事業
	生活習慣病予防推進事業
	保健医療計画推進事業・地域医療構想調整会議, 病院部会の運営
	医療福祉専門部会活動事業
	地域ケア体制の推進事業・ひろしま高齢者プランの進捗管理
そ の 他	圏域地対協研修会(Web開催)・保健福祉関係団体助成事業

名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地对協)
設 立 年 月 日	平成9年10月9日
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会, 安芸高田市・山県郡各歯科医師会, 安芸高田市・山県郡内の病院
	安芸高田市・山県郡各薬剤師会, 安芸高田市・山県郡各町, 安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会
	安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会, 安芸高田市・山県郡各女性連合会
	安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会, 安芸高田市公衆衛生推進協議会
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	北尾 憲太郎
部 会 の 設 置	総務企画委員会, 地域包括ケア推進部会, 保健医療計画等検討部会, 救急医療対策専門部会,
総 会	書面開催
理 事 会	—
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, うつ病等地域医療連携事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
補 助 事 業	事務費・会議費(総会・総務企画委員会)
	地域包括ケア推進部会・ひろしま高齢者プランの進捗管理
	在宅緩和ケア推進事業
	歯科保健推進事業
	救急医療対策推進事業・感染症対策事業
	地域・職域連携推進事業
	こころの健康づくり事業
	食育推進事業
	母子保健推進事業
	保健医療計画等検討事業・地域医療構想調整会議, 病院部会の運営
そ の 他	圏域地对協研修会(Web開催)・福祉関係団体助成事業

名 称	呉地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年1月22日
構 成 団 体	地区医師会, 地区歯科医師会, 地区薬剤師会, 公的病院, 公衆衛生推進協議会, 社会福祉協議会, 民生委員児童委員協議会, 老人クラブ連合会, 地域女性団体連絡協議会, 広島県看護協会, 老人福祉施設連盟 管内2市(福祉保健部署, 消防当局), 県保健所, 市保健所, 県厚生環境事務所
会 長	玉 木 正 治 (呉市医師会長)
部 会 の 設 置	(1) 専門委員会 ・企画調整委員会 ・救急医療専門委員会 (2) 小委員会 ・新型インフルエンザ等医療体制検討委員会 ・呉地域保健医療計画推進小委員会 ・健康ひろしま21呉圏域計画推進会議 (3) 部会 ・救急蘇生推進部会 (4) ワーキンググループ ・地域連携体制調整ワーキンググループ ・ウイルス性肝炎地域連携バスワーキンググループ ・脳卒中クリニカルパス推進ワーキンググループ ・緩和ケア推進ワーキンググループ
総 会	令和3年6月 書面審議 (コロナウィルス感染拡大を考慮したことによる。)
理 事 会	令和4年3月 書面審議 (コロナウィルス感染拡大を考慮したことによる。)
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	うつ病等地域医療連携事業
	在宅緩和ケア研修事業(コロナ感染拡大の影響を考慮して中止)
補 助 事 業	圏域保健医療福祉推進事業(実績なし)
	医療連携体制協議会運営事業 (コロナ感染拡大の影響を考慮して中止)
	健康ひろしま21呉圏域計画推進事業
	救急蘇生実地研修事業
	圏域地对協研修会
そ の 他	—

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 団 体	医師会, 歯科医師会, 薬剤師会, 看護協会, 栄養士会, 介護支援専門員連絡協議会
	主な病院, 訪問看護ステーション協議会, 社会福祉協議会
	民生委員児童委員協議会, 女性会, 市町, 厚生環境事務所, 保健所, 消防局
	住民団体, 女性会, 老人クラブ, 老人福祉施設連盟, 障害者就労・生活支援センター
	公衆衛生推進協議会
会 長	山田謙慈(東広島地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進部会, 地域医療構想推進部会, 地域包括ケアシステム推進部会, 健康ひろしま21推進部会
総 会	令和3年5月28日(書面), 令和3年9月16日(Web), 令和4年3月24日(書面)
理 事 会	—
事 業	事業名
委 託 事 業	保健医療計画等推進事業
	ひろしま高齢者プラン推進事業
	うつ・自殺対策推進事業
	在宅医療・介護連携支援事業
補 助 事 業	管理費(会議費, 事務局費)
	感染症対策推進事業
	健康ひろしま21推進事業
	がん予防対策等推進事業
そ の 他	—

名 称	尾三地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年10月30日
構 成 団 体	三原市, 尾道市, 世羅町
	三原市医師会, 尾道市医師会, 因島医師会, 世羅郡医師会
	三原赤十字病院, JA尾道総合病院, 因島総合病院, 公立世羅中央病院
	三原市歯科医師会, 尾道市歯科医師会, 因島歯科医師会, 竹原・豊田歯科医師会, 御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会, 尾道薬剤師会, 因島薬剤師会, 東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会, 尾道市公衆衛生推進協議会, 世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会, 尾道市社会福祉協議会, 世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会, 尾道市連合民生委員児童委員協議会, 世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター
	広島県東部厚生環境事務所, 広島県東部保健所
会 長	木原幹夫(三原市医師会長)
部 会 の 設 置	理事会, 常任理事会 保健医療計画委員会, 健康ひろしま21計画委員会, 精神保健福祉対策検討委員会, 感染症対策検討委員会
総 会	—
理 事 会	上記「構成団体」により組織
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会・常任理事会等の開催
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21計画推進事業
	精神保健福祉対策推進事業
	感染症対策推進事業
そ の 他	—

名 称	福山・府中地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年3月4日
構 成 団 体	福山市医師会, 松永沼隈地区医師会, 深安地区医師会, 府中地区医師会, 独立行政法人国立病院機構福山医療センター
	福山市民病院, 福山市歯科医師会, 府中地区歯科医師会, 神石郡歯科医師会
	福山市薬剤師会, 広島県老人福祉施設連盟(福山ブロック)
	福山市社会福祉協議会, 府中市社会福祉協議会, 神石高原町社会福祉協議会
	福山市, 府中市, 神石高原町
	福山市保健所, 広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所
会 長	和田 玄 (松永沼隈地区医師会)
部 会 の 設 置	理事会, 運営委員会, 保健医療計画委員会, 救急医療委員会, 健康増進計画委員会, 感染症対策検討委員会
総 会	—
理 事 会	上部構成団体の長
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 在宅緩和ケア介護・福祉関係者研修事業
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会
	運営委員会
	保健医療計画委員会
	救急医療委員会
	健康増進計画委員会
	うつ・自殺対策医療連携協議会
	感染症対策検討委員会
そ の 他	—

名 称	備北地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成13年12月13日
構 成 団 体	三次市・庄原市
	三次地区医師会・庄原市医師会・三次市歯科医師会・庄原市歯科医師会・三次薬剤師会・備北メディカルネットワーク
	市立三次中央病院・三次地区医療センター・総合病院庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
	庄原市公衆衛生推進協議会
	三次市社会福祉協議会・庄原市社会福祉協議会
北部保健所・北部厚生環境事務所	
会 長	鳴戸謙嗣(三次地区医師会長)
部 会 の 設 置	地域包括ケア支援専門部会, 健康ひろしま21推進専門部会, 保健医療計画推進専門部会, 感染症対策専門部会
総 会	—
理 事 会	令和3年5月20日～28日(書面開催), 令和3年10月28日, ※第3回はコロナの影響で不開催
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, うつ・自殺対策地域医療連携事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
補 助 事 業	市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成
	三次・庄原地区多職種連携会議研修費助成
そ の 他	—

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和3年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	10	35	11	
医 師	10	35	11	
西部東	6	27	9	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター
東 部	4	8	2	公立みつぎ総合病院
歯 科 医 師	-	-	-	

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【全県】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		1,597	550	56	336	49	517	20	12	3	24	20	10	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,010	346	48	179	27	354	15	10	2	13	11	5	
	訪問介護	222	43	26	16	5	114	8	6	1	1	2	-	
	訪問入浴介護	12	3	4	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
	訪問看護	104	8	1	29	12	40	3	2	1	3	5	-	
	訪問リハビリテーション	15	3	-	8	2	1	-	-	-	1	-	-	
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	189	73	12	21	1	76	2	2	-	1	1	-	
	通所リハビリテーション	78	4	-	61	4	-	-	-	-	3	2	4	
	短期入所生活介護	201	185	-	4	-	10	-	-	-	2	-	-	
	短期入所療養介護	45	4	-	34	3	-	-	-	-	2	1	1	
	特定施設入居者生活介護	39	19	-	6	-	14	-	-	-	-	-	-	
	福祉用具貸与	52	2	3	-	-	46	1	-	-	-	-	-	
特定福祉用具販売	53	2	2	-	-	48	1	-	-	-	-	-		
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	567	204	8	139	21	163	5	2	1	11	8	5	
	介護予防訪問入浴介護	10	3	2	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
	介護予防訪問看護	103	8	1	29	12	39	3	2	1	3	5	-	
	介護予防訪問リハビリテーション	14	3	-	7	2	1	-	-	-	1	-	-	
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防通所リハビリテーション	78	4	-	61	4	-	-	-	-	3	2	4	
	介護予防短期入所生活介護	178	162	-	4	-	10	-	-	-	2	-	-	
	介護予防短期入所療養介護	44	4	-	33	3	-	-	-	-	2	1	1	
	介護予防特定施設入居者生活介護	35	16	-	5	-	14	-	-	-	-	-	-	
	介護予防福祉用具貸与	52	2	3	-	-	46	1	-	-	-	-	-	
特定介護予防福祉用具販売	53	2	2	-	-	48	1	-	-	-	-	-		
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	20	-	-	18	1	-	-	-	-	-	1	-	
	指定介護療養型医療施設	6	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	
	介護医療院	14	-	-	13	-	-	-	-	-	-	1	-	

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【全県】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 東 部	東 部	北 部
実施事業数合計①～③		1,597	498	357	619	123
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,010	323	220	394	73
	訪 問 介 護	222	78	46	87	11
	訪 問 入 浴 介 護	12	3	2	5	2
	訪 問 看 護	104	34	28	37	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	15	6	2	5	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	189	65	36	77	11
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	78	14	26	33	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	201	72	37	71	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	45	4	14	23	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	39	13	11	12	3
	福 祉 用 具 貸 与	52	17	9	21	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	53	17	9	23	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	567	168	134	216	49
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	10	3	2	3	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	103	33	28	37	5
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	14	5	2	5	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	78	15	26	32	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	178	63	33	62	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	44	4	14	23	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	35	11	11	10	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	52	17	9	21	5
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	53	17	9	23	4	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	20	7	3	9	1
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	6	2	-	4	-
	介 護 医 療 院	14	5	3	5	1

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【西部】

(令和4年4月1日現在)

区分	総数	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	一般社団法人	営利法人	NPO法人	農業協同組合	生活協同組合	その他の法人	地方公共団体	非法人	
実施事業数合計①～③	498	182	20	87	15	178	4	3	3	-	2	4	
指定居宅サービス事業所	小計①	323	115	16	48	9	125	3	2	2	-	1	2
	訪問介護	78	14	8	5	2	45	2	1	1	-	-	-
	訪問入浴介護	3	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	訪問看護	34	2	-	9	6	13	1	1	1	-	1	-
	訪問リハビリテーション	6	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	65	24	4	10	1	26	-	-	-	-	-	-
	通所リハビリテーション	14	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	1
	短期入所生活介護	72	67	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	短期入所療養介護	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1
	特定施設入居者生活介護	13	6	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	17	-	2	-	-	15	-	-	-	-	-	-
特定福祉用具販売	17	-	2	-	-	15	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防サービス事業所	小計②	168	67	4	32	6	53	1	1	1	-	1	2
	介護予防訪問入浴介護	3	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	介護予防訪問看護	33	2	-	9	6	12	1	1	1	-	1	-
	介護予防訪問リハビリテーション	5	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	15	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	1
	介護予防短期入所生活介護	63	58	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	介護予防短期入所療養介護	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1
	介護予防特定施設入居者生活介護	11	5	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-
	介護予防福祉用具貸与	17	-	2	-	-	15	-	-	-	-	-	-
	特定介護予防福祉用具販売	17	-	2	-	-	15	-	-	-	-	-	-
介護保険施設	小計③	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実施事業数合計①～③		498	44	163	65	43	40	47	25	20	17	34
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	323	26	106	42	28	30	31	17	13	9	21
	訪問介護	78	5	27	8	6	9	8	5	4	-	6
	訪問入浴介護	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	訪問看護	34	3	17	2	3	1	3	2	1	1	1
	訪問リハビリテーション	6	1	3	-	-	-	1	1	-	-	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	65	4	20	11	4	9	7	4	2	1	3
	通所リハビリテーション	14	1	7	2	2	-	-	-	-	-	2
	短期入所生活介護	72	4	16	10	8	8	4	4	4	5	9
	短期入所療養介護	4	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	13	3	5	2	1	1	-	1	-	-	-
	福祉用具貸与	17	1	5	3	2	1	3	-	1	1	-
	特定福祉用具販売	17	1	5	3	2	1	3	-	1	1	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	168	16	55	22	15	10	15	8	7	8	12
	介護予防訪問入浴介護	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	介護予防訪問看護	33	3	17	1	3	1	3	2	1	1	1
	介護予防訪問リハビリテーション	5	1	3	-	-	-	-	1	-	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	15	1	7	2	2	1	-	-	-	-	2
	介護予防短期入所生活介護	63	3	14	10	5	5	4	4	4	5	9
	介護予防短期入所療養介護	4	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	11	3	3	2	1	1	-	1	-	-	-
	介護予防福祉用具貸与	17	1	5	3	2	1	3	-	1	1	-
特定介護予防福祉用具販売	17	1	5	3	2	1	3	-	1	1	-	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	7	2	2	1	-	-	1	-	-	-	1
	指定介護療養型医療施設	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	介護医療院	5	1	2	1	-	-	-	-	-	-	1

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【西部東】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実施事業数合計①～③		357	122	9	111	5	94	10	-	-	2	-	4
指定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	-	78	8	59	3	61	8	-	-	1	-	2
	訪問介護	46	13	5	4	1	19	4	-	-	-	-	-
	訪問入浴介護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	訪問看護	28	3	1	10	2	10	2	-	-	-	-	-
	訪問リハビリテーション	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	36	17	2	6	-	9	2	-	-	-	-	-
	通所リハビリテーション	26	2	-	21	-	-	-	-	-	1	-	2
	短期入所生活介護	37	35	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期入所療養介護	14	2	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
特定福祉用具販売	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	134	44	1	49	2	33	2	-	-	1	-	2
	介護予防訪問入浴介護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	介護予防訪問看護	28	3	1	10	2	10	2	-	-	-	-	-
	介護予防訪問リハビリテーション	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	26	2	-	21	-	-	-	-	-	1	-	2
	介護予防短期入所生活介護	33	31	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防短期入所療養介護	14	2	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	介護予防福祉用具貸与	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
特定介護予防福祉用具販売	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	
介護 保 険 施 設	小 計 ③	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部東】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実施事業数合計①～③		357	62	275	20
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	220	39	169	12
	訪 問 介 護	46	10	34	2
	訪 問 入 浴 介 護	2	-	2	-
	訪 問 看 護	28	6	21	1
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	2	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-
	通 所 介 護	36	6	28	2
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	26	5	21	-
	短 期 入 所 生 活 介 護	37	6	26	5
	短 期 入 所 療 養 介 護	14	4	10	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	-	11	-
	福 祉 用 具 貸 与	9	1	7	1
	特 定 福 祉 用 具 販 売	9	1	7	1
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	134	22	104	8
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	-	2	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	28	6	21	1
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	2	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	26	5	21	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	33	5	23	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	14	4	10	-
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	-	11	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	9	1	7	1
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	9	1	7	1	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	3	1	2	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	3	1	2	-

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【東部】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		619	185	17	114	29	228	6	7	-	20	11	2	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	394	117	16	59	15	159	4	6	-	11	6	1	
	訪問介護	87	12	8	6	2	50	2	4	-	1	2	-	
	訪問入浴介護	5	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
	訪問看護	37	2	-	8	4	17	-	1	-	2	3	-	
	訪問リハビリテーション	5	1	-	-	2	1	-	-	-	1	-	-	
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	77	26	5	4	-	40	-	1	-	1	-	-	
	通所リハビリテーション	33	2	-	23	4	-	-	-	-	2	1	1	
	短期入所生活介護	71	62	-	2	-	5	-	-	-	2	-	-	
	短期入所療養介護	23	2	-	16	3	-	-	-	-	2	-	-	
	特定施設入居者生活介護	12	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	
	福祉用具貸与	21	2	-	-	-	18	1	-	-	-	-	-	
特定福祉用具販売	23	2	-	-	-	20	1	-	-	-	-	-		
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	216	68	1	48	13	69	2	1	-	9	4	1	
	介護予防訪問入浴介護	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
	介護予防訪問看護	37	2	-	8	4	17	-	1	-	2	3	-	
	介護予防訪問リハビリテーション	5	1	-	-	2	1	-	-	-	1	-	-	
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防通所リハビリテーション	32	2	-	22	4	-	-	-	-	2	1	1	
	介護予防短期入所生活介護	62	53	-	2	-	5	-	-	-	2	-	-	
	介護予防短期入所療養介護	23	2	-	16	3	-	-	-	-	2	-	-	
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	4	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	
	介護予防福祉用具貸与	21	2	-	-	-	18	1	-	-	-	-	-	
特定介護予防福祉用具販売	23	2	-	-	-	20	1	-	-	-	-	-		
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	9	-	-	7	1	-	-	-	-	-	1	-	
	指定介護療養型医療施設	4	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	
	介護医療院	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-	

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【東部】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原
実施事業数合計①～③		619	176	277	33	110	23
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	394	117	175	24	64	14
	訪問介護	87	31	39	5	9	3
	訪問入浴介護	5	1	2	1	1	-
	訪問看護	37	13	17	1	6	-
	訪問リハビリテーション	5	-	3	-	2	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	通所介護	77	25	35	6	9	2
	通所リハビリテーション	33	9	16	1	6	1
	短期入所生活介護	71	15	27	6	18	5
	短期入所療養介護	23	6	12	1	3	1
	特定施設入居者生活介護	12	4	5	1	2	-
	福祉用具貸与	21	6	9	1	4	1
	特定福祉用具販売	23	7	10	1	4	1
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	216	55	98	9	45	9
	介護予防訪問入浴介護	3	1	2	-	-	-
	介護予防訪問看護	37	13	17	1	6	-
	介護予防訪問リハビリテーション	5	-	3	-	2	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	32	8	16	1	6	1
	介護予防短期入所生活介護	62	12	24	3	18	5
	介護予防短期入所療養介護	23	6	12	1	3	1
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	2	5	1	2	-
	介護予防福祉用具貸与	21	6	9	1	4	1
特定介護予防福祉用具販売	23	7	10	1	4	1	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	9	4	4	-	1	-
	指定介護療養型医療施設	4	1	3	-	-	-
	介護医療院	5	3	1	-	1	-

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【北部】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		123	61	10	24	-	17	-	2	-	2	7	-	
指定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	73	36	8	13	-	9	-	2	-	1	4	-	
	訪問介護	11	4	5	1	-	-	-	1	-	-	-	-	
	訪問入浴介護	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	訪問看護	5	1	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	
	訪問リハビリテーション	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通所介護	11	6	1	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-
	通所リハビリテーション	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	短期入所生活介護	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期入所療養介護	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	特定施設入居者生活介護	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	5	-	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
	特定福祉用具販売	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	25	2	10	-	8	-	-	-	1	3	-	
	介護予防訪問入浴介護	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防訪問看護	5	1	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	
	介護予防訪問リハビリテーション	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防通所リハビリテーション	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-	
	介護予防短期入所生活介護	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防短期入所療養介護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防福祉用具貸与	5	-	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
特定介護予防福祉用具販売	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
介護 保 険 施 設	小 計 ③	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護医療院	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【北部】

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	庄 原 市
実施事業数合計①～③		123	123
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	73	73
	訪 問 介 護	11	11
	訪 問 入 浴 介 護	2	2
	訪 問 看 護	5	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	通 所 介 護	11	11
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	4	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	49
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	5	5
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5	5
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4	4	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	1
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	-	-
	介 護 医 療 院	1	1

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(3) 実地指導等件数

(令和3年度)

区 分	総 数	指定居宅サ-ビ ス 事 業 所	指 定 介 護 予 防 サ-ビ ス 事 業 所	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	介 護 医 療 院
実地指導件数	17	12	5	-	-
西 部	7	5	2	-	-
西 部 東	1	1	-	-	-
東 部	3	3	-	-	-
北 部	6	3	3	-	-

身体障害者等福祉対策

ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和3年度)

区分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総 件 数	660	74	865	49	230	15	21	285	-	7	15	26	26	5	186
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	1	1	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	368	17	473	18	197	8	16	176	-	4	11	18	22	3	-
東 部 福 山	15	15	46	6	8	6	3	10	-	2	3	6	1	1	-
北 部	276	41	343	25	24	-	2	99	-	1	1	2	2	1	186

(4) 保育所の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		総数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
施設数 (所)	計	16	16	-	-	-	-	-	-
	公 立	5	5	-	-	-	-	-	-
	私 立	11	11	-	-	-	-	-	-
定 員		1,401	1,401	-	-	-	-	-	-
利用児童数 (広域入所を含む)		1,306	1,306	-	-	-	-	-	-

(5) 認可外保育施設の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
施 設 数	4	4	-	-	-	-	-	-

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
病 院	施 設 数	152	13	11	30	20	23	45	10	
	病 床 数	小 計	23,944	2,441	1,850	4,371	3,233	4,084	6,279	1,686
		一 般	12,890	1,127	1,029	2,340	1,665	2,424	3,510	795
		療 養	5,146	838	246	757	628	756	1,267	654
		精 神	5,850	476	575	1,250	920	904	1,490	235
		結 核	46	-	-	24	16	-	6	-
		感 染 症	12	-	-	-	4	-	6	2
救 急 告 示	75	2	7	9	11	14	28	4		
一 般 診 療 所	施 設 数	1,379	123	147	243	175	208	394	89	
	病 床 数	一 般	1,207	48	75	210	131	189	471	83
		療 養	196	6	12	68	-	33	47	30
	救 急 告 示	8	-	-	1	1	-	5	1	
歯 科 診 療 所		834	71	95	146	100	125	256	41	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2)立入検査及び使用許可件数

(令和3年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	-			
西 部	-	-	-	-
西 部 広 島	13	11	2	-
西 部 呉	-	-	-	-
西 部 東	20	20	-	-
東 部	34	23	10	1
東 部 福 山	6	5	1	-
北 部	-	-	-	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-			
西 部	6	-	6	-
西 部 広 島	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-
西 部 東	8	-	8	-
東 部	18	-	18	-
東 部 福 山	1	1	-	-
北 部	5	-	5	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-			
西 部	12	12	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-
西 部 呉	5	5	-	-
西 部 東	19	17	2	-
東 部	18	18	-	-
東 部 福 山	1	1	-	-
北 部	6	6	-	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間:月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法:電話、面談(要事前予約)

専用電話:082-513-3058

設置場所:〒730-8511 広島市中区基町10-52 農林庁舎4階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【全県】

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	948	29	-	326	60	337	196
指導延数 B	239	12	-	95	16	80	36
1施設当たり指導回数 B/A	0.3	0.4	-	0.3	0.3	0.2	0.2

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設に対する割合 (%)	栄養士の給食に対する割合 (%)	栄養士のいない給食に対する割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
総 数	29	12	-	-	326	95	60	16	337	80	196	36	25.2	27.0	20.3	948	239
学 校	-	-	-	-	99	32	13	8	12	-	10	-	29.9	28.8	34.8	134	40
病 院	23	11	-	-	54	18	1	-	31	11	7	-	34.5	37.0	-	116	40
介護老人保健施設	-	-	-	-	32	9	3	-	17	4	2	1	25.9	26.5	20.0	54	14
介護医療院	1	-	-	-	4	-	-	-	7	1	1	1	15.4	8.3	100.0	13	2
老人福祉施設	-	-	-	-	42	14	-	-	111	24	11	2	24.4	24.8	18.2	164	40
児童福祉施設	-	-	-	-	73	18	37	6	93	18	118	17	18.4	21.7	14.8	321	59
社会福祉施設	-	-	-	-	10	-	-	1	41	13	21	7	29.2	25.5	38.1	72	21
事業所	4	-	-	-	3	-	2	1	1	-	3	1	15.4	-	40.0	13	2
寄 宿 舎	-	-	-	-	2	2	1	-	5	2	11	-	21.1	57.1	-	19	4
矯正施設	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
自 衛 隊	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
一般給食センター	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	2	2
そ の 他	-	-	-	-	5	-	-	-	19	7	12	7	38.9	29.2	58.3	36	14

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部】

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの
		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの		
施設数 A	111	4	-	23	14	47	23
指導延数 B	69	4	-	23	3	26	13
1施設当たり指導回数 B/A	0.6	1.0	-	1.0	0.2	0.6	0.6

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士のいるものに対する割合(%)	栄養士がいないものに対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士がいるもの		栄養士がいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数				施設数	延指導件数
総数	4	4	-	-	23	23	14	3	47	26	23	13	62.2	71.6	43.2	111	69
学校	-	-	-	-	6	6	2	1	1	-	2	-	63.6	85.7	25.0	11	7
病院	4	4	-	-	7	10	-	-	2	3	-	-	130.8	130.8	-	13	17
介護老人保健施設	-	-	-	-	4	2	-	-	1	-	-	-	40.0	40.0	-	5	2
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
老人福祉施設	-	-	-	-	2	-	-	-	11	8	1	1	64.3	61.5	100.0	14	9
児童福祉施設	-	-	-	-	4	5	12	2	17	9	14	7	48.9	66.7	34.6	47	23
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6	6	5	64.7	54.5	83.3	17	11

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部広島】

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの
		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの		
施設数 A	136	4	-	54	3	49	26
指導延数 B	93	3	-	40	1	40	9
1施設当たり指導回数 B/A	0.7	0.8	-	0.7	0.3	0.8	0.3

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士のいる給食施設に対する割合(%)	栄養士がいない給食施設に対する割合(%)	総数	
	指定施設		指定施設以外の特定給食施設		栄養士がいるもの		栄養士がいないもの		栄養士がいるもの		栄養士がいないもの					施設数	延指導件数
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数				施設数	延指導件数
総数	4	3	-	-	54	40	3	1	49	40	26	9	68.4	77.6	34.5	136	93
学校	-	-	-	-	22	16	2	-	-	-	1	-	64.0	72.7	-	25	16
病院	3	3	-	-	4	2	-	-	4	4	1	-	75.0	81.8	-	12	9
介護老人保健施設	-	-	-	-	1	2	-	-	5	4	-	-	100.0	100.0	-	6	6
介護医療院	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	50.0	50.0	-	2	1
老人福祉施設	-	-	-	-	8	8	-	-	17	16	1	-	92.3	96.0	-	26	24
児童福祉施設	-	-	-	-	15	10	1	-	12	8	15	7	58.1	66.7	43.8	43	25
社会福祉施設	-	-	-	-	1	-	-	1	7	6	3	1	72.7	75.0	66.7	11	8
事業所	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
寄宿舍	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	3	-	50.0	200.0	-	4	2
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	2	1	40.0	33.3	50.0	5	2

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部呉】

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの
		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの		
施設数 A	18	1	0	7	0	6	4
指導延数 B	13	1	0	6	0	3	3
1施設当たり指導回数 B/A	0.7	1.0	-	0.9	-	0.5	0.8

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士のいる施設に対する割合(%)	栄養士がいない施設に対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士がいるもの		栄養士がいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数				施設数	延指導件数
総数	1	1	-	-	7	6	-	-	6	3	4	3	72.2	71.4	75.0	18	13
学校	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	2	1
病院	-	-	-	-	2	2	-	-	4	3	-	-	83.3	83.3	-	6	5
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老人福祉施設	-	-	-	-	2	2	-	-	1	-	2	1	60.0	66.7	50.0	5	3
児童福祉施設	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	100.0	1	1
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	100.0	1	1

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの
		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの		
施設数 A	163	4	-	59	16	43	41
指導延数 B	3	-	-	1	1	-	1
1施設当たり指導回数 B/A	-	-	-	-	0.1	-	-

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士のいるものに対する割合(%)	栄養士がいないものに対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士がいるもの		栄養士がいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数							
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
総数	4	-	-	-	59	1	16	1	43	-	41	1	1.8	0.9	3.5	163	3
学校	-	-	-	-	9	1	-	-	3	-	1	-	7.7	8.3	-	13	1
病院	2	-	-	-	13	-	1	-	4	-	1	-	-	-	-	21	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	4	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	8	-
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
老人福祉施設	-	-	-	-	9	-	-	-	10	-	2	-	-	-	-	21	-
児童福祉施設	-	-	-	-	18	-	9	1	13	-	24	1	3.1	-	6.1	64	2
社会福祉施設	-	-	-	-	5	-	-	-	8	-	5	-	-	-	-	18	-
事業所	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	5	-
寄宿舍	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	4	-	-	-	-	6	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	-	5	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【東部】

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの
		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの		
施設数 A	196	6	-	79	10	68	33
指導延数 B	17	-	-	7	3	4	3
1施設当たり指導回数 B/A	0.1	-	-	0.1	0.3	0.1	0.1

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士のいる食に対する割合(%)	栄養士がいない食に対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士がいるもの		栄養士がいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	施設数	延指導件数	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数				施設数	延指導件数
総数	6	-	-	-	79	7	10	3	68	4	33	3	8.7	7.2	14.0	196	17
学校	-	-	-	-	23	2	4	3	-	-	3	-	16.7	8.7	42.9	30	5
病院	5	-	-	-	12	-	-	-	6	-	2	-	-	-	-	25	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	11	2	-	-	3	-	-	-	14.3	14.3	-	14	2
介護医療院	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-
老人福祉施設	-	-	-	-	9	2	-	-	24	-	-	-	6.1	6.1	-	33	2
児童福祉施設	-	-	-	-	16	-	5	-	23	-	21	-	-	-	-	65	-
社会福祉施設	-	-	-	-	2	-	-	-	9	3	6	3	35.3	27.3	50.0	17	6
事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
その他	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	4	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【東部福山】

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)			
		栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの	栄養士がいるもの	栄養士がいないもの
施設数 A	196	6	-	79	10	68	33
指導延数 B	17	-	-	7	3	4	3
1施設当たり指導回数 B/A	0.1	-	-	0.1	0.3	0.1	0.1

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				給食施設に対する割合(%)	栄養士の給食に対する割合(%)	栄養士がいない給食に対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士がいるもの		栄養士がいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士がいるもの		栄養士がいないもの		栄養士がいるもの		栄養士がいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数									
総数	6	-	-	-	79	7	10	3	68	4	33	3	8.7	7.2	14.0	196	17
学校	-	-	-	-	23	2	4	3	-	-	3	-	16.7	8.7	42.9	30	5
病院	5	-	-	-	12	-	-	-	6	-	2	-	-	-	-	25	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	11	2	-	-	3	-	-	-	14.3	14.3	-	14	2
介護医療院	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-
老人福祉施設	-	-	-	-	9	2	-	-	24	-	-	-	6.1	6.1	-	33	2
児童福祉施設	-	-	-	-	16	-	5	-	23	-	21	-	-	-	-	65	-
社会福祉施設	-	-	-	-	2	-	-	-	9	3	6	3	35.3	27.3	50.0	17	6
事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
その他	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	4	-

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況

ア 相談状況

(令和3年度)

区分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	
西 部	4
西 部 広 島	3
西 部 呉	1
西 部 東	0
東 部	8
東 部 福 山	3
北 部	5
食品表示法(保健事項)	
西 部	90
西 部 広 島	37
西 部 呉	15
西 部 東	44
東 部	114
東 部 福 山	84
北 部	50

イ 指導状況(違反事例)

(令和3年度)

区分	事業者数	品 目 区 分						
		生鮮食品			加工食品			
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他
健康増進法(虚偽・誇大表示)	1	-	-	-	1	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	1	-	-	-	1	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-
食品表示法(保健事項)	38	-	-	-	20	6	5	19
西 部	2	-	-	-	-	-	-	2
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	2	-	-	-	3	-	-	-
西 部 東	6	-	-	-	2	4	5	6
東 部	6	-	-	-	-	-	-	6
東 部 福 山	22	-	-	-	15	2	-	5
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、他所へ通報したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和3年度)

区分		総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
人口		938,214	143,435	180,514	21,862	220,491	240,751	46,495	84,666
健康診査	対象者	5,746	695	979	106	1,103	2,088	335	440
	受診者	221	17	17	26	46	73	35	7
	受診率(%)	3.8	2.4	1.7	24.5	0.0	3.5	10.4	1.6
肝炎ウイルス検査	対象者	401,473	85,130	47,998	15,317	80,245	148,972	17,109	6,702
	受診者	3,342	416	338	36	1,484	639	216	213
	受診率(%)	0.8	0.5	0.7	0.2	0.0	0.4	1.3	3.2

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和3年度)

区分			総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
健康教育	個別	参加人員	11	-	-	-	-	-	11	-
	集団	実施回数	450	50	166	24	39	83	25	63
		参加人員	8,835	206	689	410	721	5,486	269	1,054
健康相談	重点	実施回数	43	-	38	-	3	2	-	-
		参加人員	166	-	135	-	28	3	-	-
	総合	実施回数	169	19	18	15	74	41	2	-
		参加人員	1,452	250	338	315	254	293	2	-
訪問指導	対象者数	2,470	61	56	25	1,299	218	311	500	
	被指導実人員	580	49	50	3	207	218	6	47	

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4)健康生活応援店の状況

(令和3年度末現在)

区	分	延認証店舗数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東部	東部 福山	北部
禁煙支援	禁煙支援	1	-	-	-	-	-	-	1
食生活	栄養成分表示	19	2	3	-	2	6	5	1
	野菜たっぶり	54	2	28	7	5	-	9	3
	塩分控えめ	14	1	3	-	3	4	-	3
	ヘルシーオーダーメニュー	9	-	9	-	-	-	-	-
	塩分控えめ推進・応援	11	3	3	4	-	-	1	-
	朝食摂取応援	3	-	3	-	-	-	-	-
	食事バランス応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	110	8	49	11	10	10	15	7
運動実践	正しい歩き方(ウォーキング) 指導	2	-	-	-	1	-	-	1
	ウォーキング勸奨・応援	13	-	5	-	2	2	-	4
	小計	15	-	5	-	3	2	-	5
その他	健康づくり応援	166	15	48	21	25	44	4	9
合計		292	23	102	32	38	56	19	22
実店舗数		219	20	65	21	31	53	14	15

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部】

日時	(Web)令和3年12月1日(水) 14時から16時
場所	書面・Web会議
参加機関数	書面22機関, Web14機関
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島西二次医療圏域における「食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加に向けた取り組み」について 2 広島県の食育推進計画 3 食育活性化支援事業 4 高齢者の食支援

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
大竹市立大竹保育園		
廿日市市立宮内保育園		
大竹市立大竹小学校		
廿日市市立吉和小学校		
佐伯中央農業協同組合	総務部総合企画課	
佐伯中央農業協同組合	経済部営農販売課	
大野町漁業協同組合	購買課	
廿日市食品衛生協会		
大竹市食生活改善推進協議会		
廿日市市食生活改善推進員連絡協議会		
西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会		
廿日市市栄養士会		
大竹市	健康福祉部保健医療課	
大竹市	健康福祉部福祉課	
大竹市	総務部産業振興課	
大竹市	教育委員会総務学事課	
廿日市市	健康福祉部健康福祉総務課	
廿日市市	福祉保健部こども課	
廿日市市	産業部農林水産課	
廿日市市	教育委員会学校教育課	
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部教育事務所	教育指導課	
山陽女子短期大学		

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部広島】

(令和3年度)

日時	8月4日(水) 13:30~15:00	2月1日(火)
場所	web会議	書面
参加機関数	7	7
主な議題	1. 令和3年度の事業計画 2. 市町食育推進計画の進捗状況について 3. 令和3年度食育活性化支援事業について	1. 第3次広島県食育推進の進捗状況について 2. 市町食育推進計画の進捗状況について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
安芸高田市	健康長寿課	
府中町	健康推進課	
海田町	保健センター	
熊野町	健康推進課	
坂町	保険健康課	
安芸太田町	健康福祉課	
北広島町	保健課	
西部保健所 広島支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部呉】

(令和3年度)

日時	令和3年7月1日(書面)	令和4年3月8日(書面)
場所	広島県西部保健所呉支所	広島県西部保健所呉支所
参加機関数	2	2
主な議題	1 令和3年度事業計画について 2 令和3年度食育推進計画に関する取組計画について 3 令和3年度食育活性化支援事業実施に係る協議・決定	1 令和3年度事業報告について 2 令和3年度食育推進計画に関する取組報告について 3 令和3年度食育活性化支援事業実施報告

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課	
呉市保健所	地域保健課	
江田島市	保健医療課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部東】

(令和3年度)

日時	令和3年12月23日(木)
場所	ウェブ会議
参加機関数	10
主な議題	<ul style="list-style-type: none">・県の食育推進について・食育活性化支援事業について・各市町・関係機関における食育推進について・キューピー株式会社より野菜摂取促進に関する情報提供

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
竹原市	健康福祉課	
東広島市	医療保健課	
東広島市	こども家庭課	
東広島市	保育課	
東広島市	教育委員会学事課	
大崎上島町	福祉課	
大崎上島町	保健衛生課	
広島県央商工会		
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部東保健所	生活衛生課	
西部東保健所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【東部】

(令和3年度)

日時	令和3年11月12日(金)
場所	広島県尾道庁舎 第1会議室
参加機関数	19機関
主な議題	1 第3次広島県食育推進事業について 2 食育活性化支援事業について 3 各市町及び各機関からの取組状況の報告 4 情報提供 (1)農林水産省「第4次食育推進基本計画の概要」 (2)食育ピクトグラム, 食育マーク, 利用規約について 他

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三原市	保健福祉課	
三原市	児童保育課	
三原市	農林水産課	
三原市教育委員会	学校給食課	
尾道市	健康推進課	
尾道市	子育て支援課	
尾道市	農林水産課	
尾道市教育委員会	教育指導課	
世羅町	健康保険課	
世羅町	子育て支援課	
世羅町	産業振興課	
世羅町教育委員会	学校教育課	
尾道市農業協同組合	総合企画部組合員課	
三原市食生活改善推進員協議会		
尾道市保健推進員連絡協議会		
世羅町食生活改善推進員協議会		
広島県東部教育事務所	教育指導課	
広島県東部農林水産事務所	尾道農林事業所農村振興課	
広島県東部保健所 保健課		

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【東部福山】

(令和3年度)

日時	令和4年3月10日(木)
場所	広島県福山庁舎(ハイブリッド会議)
参加機関数	13
主な議題	1 広島県及び各市町における食育推進計画の進捗状況 2 令和3年度食育活性化支援事業について 3 令和4年度食育活性化支援事業の担当機関について 4 神石高原町の取組事例の紹介 5 事務連絡 ※書面による情報共有【令和4年3月7日付けで通知】 1 令和3年度各機関における食育推進に係る取組状況

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
福山市保健所	健康推進課	
府中市	健康推進課	
府中市	農林課	
府中市教育委員会	教育政策課	
神石高原町	未来創造課	
神石高原町	保健福祉課	
神石高原町	産業課	
神石高原町教育委員会	教育課	
福山食品衛生協会		
府中食品衛生協会		
神石郡食品衛生協会		
福山市農業協同組合	営農経済部組合員課	
生活協同組合ひろしま		
東部教育事務所	教育指導課	
東部保健所福山支所	衛生環境課	
東部保健所福山支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【北部】

(令和3年度)

日時	令和3年9月9日(木)～9月24日(金)
場所	書面会議
参加機関数	15
主な議題	○広島県及び国の食育推進について ○各機関・団体等における食育の取組について ○食育活性化支援事業について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三次市	健康推進課	
三次市	農政課	
三次市教育委員会	学校教育課	
庄原市	保健医療課	
庄原市	農業振興課	
庄原市教育委員会	教育総務課	
三次商工会議所		
庄原商工会議所		
三次農業協同組合	総合企画課	
庄原農業協同組合	営農振興課	
三次市食生活改善推進員協議会		
庄原市食生活改善推進員協議会		
広島県北部教育事務所	教育指導課	
広島県北部農林水産事務所	農村振興課	
広島県北部保健所	保健課	

感染症対策

(1) 感染症発生状況【全県】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	2
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	18
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	1
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	1
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	2
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		2	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	122		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	2
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	122	梅毒		18	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	1
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	18	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	3	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	7	
小計 C	18	風しん	-		
四類	E型肝炎	2	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	1	小計 E	60	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	1,249	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	455	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	289	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	6,145	
	回帰熱	-	水痘	138	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	463	
	Q熱	-	伝染性紅斑	12	
	狂犬病	-	突発性発しん	418	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	375	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	68	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	3	
	重症熱性血小板減少症候群※3	8	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	19	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	130	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	51	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	31	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	69	
	つつが虫病	9	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	1	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	6	
	ニバウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	2	
	日本紅斑熱	50	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	367	
	ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	
	Bウイルス病	-	小計 F	10,298	
	鼻疽	-	新指定		
	ブルセラ症	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
	ベネズエラウマ脳炎	-	新型コロナウイルス感染症	4,459	
ヘンドラウイルス感染症	-	小計 H	4,459		
発しんチフス	-	新			
ポツリヌス症	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	15,043		
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	16				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	86				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	16		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	16	梅毒		1	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	2		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	3
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	-	
小計 C	2	風しん	-		
四類	E型肝炎	1	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	6	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	114	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	32	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	39	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	719	
	回帰熱	-	水痘	23	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	42	
	Q熱	-	伝染性紅斑	1	
	狂犬病	-	突発性発しん	59	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	35	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	4	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	-	
	重症熱性血小板減少症候群※3	1	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	-	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	-	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	-	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	-	
	つつが虫病	3	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	ニパウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	1	
	日本紅斑熱	4	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	79	
	ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	1,148	
	鼻疽	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
	ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症	805	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	805	
ヘンドラウイルス感染症	-	小計 I	-		
発しんチフス	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,989		
ポツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	3				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	12				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部広島】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	28		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	28	梅毒		2	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小計 C	1	風しん		-	
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小計 E	9
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	89
	黄熱	-		咽頭結膜熱	10
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	23
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	442	
	回帰熱	-	水痘	15	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	48	
	Q熱	-	伝染性紅斑	-	
	狂犬病	-	突発性発しん	113	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	85	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	6	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	1	
	重症熱性血小板減少症候群※3	-	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	6	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	5	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	-	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	3	
	つつが虫病	2	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	1	
	ニバウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	2	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	67	
	ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	916	
	鼻疽	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症	902		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	902		
ヘンドラウイルス感染症	-	発しんチフス	-		
ポツリヌス症	-	ボツリヌス症	-		
マラリア	-	マラリア	-		
野兔病	-	野兔病	-		
ライム病	-	ライム病	-		
リッサウイルス感染症	-	リッサウイルス感染症	-		
リフトバレー熱	-	リフトバレー熱	-		
類鼻疽	-	類鼻疽	-		
レジオネラ症	-	レジオネラ症	-		
レプトスピラ症	-	レプトスピラ症	-		
ロッキー山紅斑熱	-	ロッキー山紅斑熱	-		
小計 D	2	小計 I	-		
		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,858		

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部呉】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	-		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	-	梅毒		-	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	-	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	-	
小計 C	-	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	-	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	4	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	13	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	-	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	49	
	回帰熱	-	水痘	2	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	6	
	Q熱	-	伝染性紅斑	-	
	狂犬病	-	突発性発しん	14	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	4	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	1	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	-	
	重症熱性血小板減少症候群※3	-	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	-	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	-	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	-	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	-	
	つつが虫病	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	ニパウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-		
Bウイルス病	-	小計 F	93		
鼻疽	-	新指定			
ブルセラ症	-	新型インフルエンザ等感染症	G		
ベネズエラウマ脳炎	-	新型コロナウイルス感染症	77		
ヘンドラウイルス感染症	-	小計 H	77		
発しんチフス	-	新			
ポツリヌス症	-	小計 I	-		
マラリア	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	170		
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	-				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	-				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部東】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	1
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	18		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群	-	
小計 B	18	梅毒	1		
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	3	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	7	
小計 C	3	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	14	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	314	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	155	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	38	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	1,260	
	回帰熱	-	水痘	17	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	138	
	Q熱	-	伝染性紅斑	3	
	狂犬病	-	突発性発しん	96	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	57	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	14	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	2	
	重症熱性血小板減少症候群※3	1	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	12	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	102	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	47	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	25	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	58	
	つつが虫病	2	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	5	
	ニバウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	56	
	ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	2,399	
鼻疽	-	新型インフルエンザ等感染症	G		
ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症	1,195		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	1,195		
ヘンドラウイルス感染症	-	I	-		
発しんチフス	-	新	-		
ポツリヌス症	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	3,634		
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	2				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	5				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【東部】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	1
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	6
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	1
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	1
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	40		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	40	梅毒		10	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	1
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	5		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小計 C	5	風しん	-		
四類	E型肝炎	1	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	21	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	497	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	148	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	123	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	2,073	
	回帰熱	-	水痘	40	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	158	
	Q熱	-	伝染性紅斑	3	
	狂犬病	-	突発性発しん	66	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	134	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	2	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	-	
	重症熱性血小板減少症候群※3	4	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	1	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	20	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	2	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	4	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	8	
	つつが虫病	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	ニバウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	1	
	日本紅斑熱	40	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	3	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	80	
	ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	3,364	
	鼻疽	-	新指定		
	ブルセラ症	-	新型インフルエンザ等感染症	G	
	ベネズエラウマ脳炎	-	新型コロナウイルス感染症	1,086	
ヘンドラウイルス感染症	-	小計 H	1,086		
発しんチフス	-	新			
ポツリヌス症	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	I		
マラリア	-		4,572		
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	11				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	56				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【東部福山】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	8		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群	-	
小計 B	8	梅毒	-		
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	-	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	-	
小計 C	-	風しん	-		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	1	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	204	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	5	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	942	
	回帰熱	-	水痘	13	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	23	
	Q熱	-	伝染性紅斑	2	
	狂犬病	-	突発性発しん	38	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	44	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	28	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	-	
	重症熱性血小板減少症候群※3	1	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	-	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	2	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	2	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	-	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	-	
	つつが虫病	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	ニパウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	-	
	日本紅斑熱	6	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	37	
ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-		
Bウイルス病	-	小計 F	1,343		
鼻疽	-	新指定			
ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症	120		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	120		
ヘンドラウイルス感染症	-	新			
発しんチフス	-	小計 I	-		
ポツリヌス症	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,479		
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	-				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	7				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況【北部】

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	1
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	1
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	12		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	12	梅毒		4	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	7		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	-	
	小計 C	7	風しん	-	
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	1	小計 E	9	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	27	
	黄熱	-	咽頭結膜熱	92	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	63	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	660	
	回帰熱	-	水痘	28	
	キャサヌル森林病	-	手足口病	48	
	Q熱	-	伝染性紅斑	3	
	狂犬病	-	突発性発しん	32	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	16	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	13	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	-	
	重症熱性血小板減少症候群※3	1	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	-	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	1	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	2	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	-	
	つつが虫病	2	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	1	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	ニパウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	48	
	ハンタウイルス肺炎候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	
	Bウイルス病	-	小計 F	1,035	
	鼻疽	-	新指定		
	ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症	274	
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	274		
ヘンドラウイルス感染症	-	新			
発しんチフス	-	小計 I	-		
ポツリヌス症	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,341		
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	-				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	4				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和3年12月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
管 内 人 口		924,070	139,964	167,910	21,770	227,261	237,677	45,722	83,766
計		212	27	38	6	26	90	12	13
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	38	5	5	-	4	15	2	7
	その他の結核菌陽性者	32	3	4	1	4	16	2	2
	菌陰性・その他の者	13	1	2	1	2	6	1	-
活動性肺外結核患者数(B)		34	1	2	3	4	19	1	4
不活動性結核・その他の者		97	19	25	1	12	34	6	-
有病率(人口10万対)		12.7	7.1	7.7	23.0	6.2	23.6	13.1	15.5

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和3年)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
管 内 人 口		924,088	139,982	167,910	21,770	227,261	237,677	45,722	83,766
計 (A + B)		84	10	19	2	16	25	5	7
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	28	4	8	-	4	8	2	2
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	22	2	5	-	4	8	2	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	5	2	2	-	1	-	-	-
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		29	2	4	2	7	9	1	4
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		9.1	7.1	11.3	9.2	7.0	10.5	10.9	8.4
潜 在 性 結 核 感 染 症		43	10	7	1	2	15	3	5

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和3年12月31日現在)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
計	103	10	19	3	16	40	8	7
	(29)	(4)	(8)	(-)	(4)	(9)	(2)	(2)
0歳～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
5歳～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
10歳～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
15歳～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
20歳～29歳	15	1	2	-	7	4	-	1
	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)
30歳～39歳	7	-	2	-	3	2	-	-
	(2)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
40歳～49歳	3	-	-	-	1	2	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
50歳～59歳	5	-	2	-	2	-	1	-
	(2)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(1)	(-)
60歳～69歳	10	1	2	-	1	5	-	1
	(4)	(-)	(2)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
70歳～	63	8	11	3	2	27	7	5
	(20)	(4)	(6)	(-)	(-)	(7)	(1)	(2)

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和3年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
一般住民	対象者数	307,113	44,563	54,250	9,739	59,745	87,224	18,446	33,146
	受診者数	32,054	3,613	4,374	1,155	9,445	6,407	2,340	4,720
	受診率(%)	10.4	8.1	8.1	11.9	15.8	7.3	12.7	14.2



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況【全県】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	356,591	90,748	25.4	18,653	62,820	-	-	133
	事業者	従業者	45,900	43,858	95.6	3,604	33,886		92
	学校長	生徒	5,749	5,696	99.1	357	5,077		-
		学生	5,457	5,054	92.6	321	4,733		41
	施設長	入所者	7,168	6,164	86.0	1,453	4,285		-
	市町長	一般住民	292,317	29,976	10.3	12,918	14,839		-
知事 (保健所長)	計	984	954	97.0	-	483	(-)	(-)	512
	接触者健診	639	633	99.1	-	196	(-)	(-)	496
	集団健診	22	22	100.0	-	1	(-)	(-)	16
	管理検診	323	299	92.6		286			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	52,901	11,698	22.1	524	11,174	-	-	-
	事業者	従業者	6,404	6,199	96.8	462	5,737		
	学校長	生徒	1,058	1,040	98.3	-	1,040		
		学生	262	262	100.0	-	262		
	施設長	入所者	614	584	95.1	62	522		
	市町長	一般住民	44,563	3,613	8.1	-	3,613		
知事 (保健所長)	計	114	113	99.1	-	66	(-) / 4	(-) / -	48
	接触者健診	51	51	100.0	-	10	(-) / 4	(-) / -	48
	集団健診	6	6	100.0	-	-	(-) / -	(-) / -	-
	管理検診	57	56	98.2		56			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部広島】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	63,282	13,143	20.8	3,670	9,473	-	-	-	
	事業者	従業者	5,729	5,589	97.6	596	4,993	/	/	-
	学校長	生徒	1,562	1,551	99.3	-	1,551	/	/	-
		学生	239	239	100.0	46	193	/	/	-
	施設長	入所者	1,502	1,390	92.5	299	1,091	/	/	-
	市町長	一般住民	54,250	4,374	8.1	2,729	1,645	/	/	-
知事 (保健所長)	計	158	158	100.0	-	158	(-)	(-)	-	
	接触者健診	98	98	100.0	-	98	(-)	(-)	-	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	60	60	100.0	/	60	/	/	/	

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部呉】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	11,777	3,133	26.6	2	2,883	-	-	-	
	事業者	従業者	1,728	1,702	98.5	2	1,700	/	/	-
	学校長	生徒	37	37	100.0	-	37	/	/	-
		学生	-	-	-	-	-	/	/	-
	施設長	入所者	273	239	87.5	-	-	/	/	-
	市町長	一般住民	9,739	1,155	11.9	-	1,146	/	/	-
知事 (保健所長)	計	9	9	100.0	-	9	(-)	(-)	-	
	接触者健診	1	1	100.0	-	1	(-)	(-)	-	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	8	8	100.0	/	8	/	/	-	

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部東】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	80,279	28,625	35.7	9,646	10,326	-	-	-	
	事業者	従業者	14,160	13,299	93.9	1,345	5,588	/	/	-
	学校長	生徒	1,038	1,034	99.6	272	500	/	/	-
		学生	3,822	3,456	90.4	-	3,456	/	/	-
	施設長	入所者	1,514	1,391	91.9	482	782	/	/	-
	市町長	一般住民	59,745	9,445	15.8	7,547	-	/	/	-
知事 (保健所長)	計	77	76	98.7	-	78	(-) -	(-) -	33	
	接触者健診	43	42	97.7	-	42	(-) -	(-) -	33	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-	
	管理検診	34	34	100.0	/	36	/	/	/	

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【東部】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	103,130	21,361	20.7	972	20,015	-	-	133
	事業者	従業者	11,849	11,276	95.2	505	10,758		92
	学校長	生徒	1,390	1,377	99.1	15	1,362		-
		学生	878	841	95.8	27	814		41
	施設長	入所者	1,789	1,460	81.6	425	986		-
	市町長	一般住民	87,224	6,407	7.3	-	6,095		-
知事 (保健所長)	計	406	379	93.3	-	95	(-)	(-)	275
	接触者健診	292	288	98.6	-	19	(-)	(-)	275
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	114	91	79.8		76			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生を対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等を対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【東部福山】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	21,859	5,618	25.7	69	5,549	-	-	-
	事業者	従業者	2,451	2,363	96.4	69	2,294		
	学校長	生徒	371	370	99.7	-	370		
		学生	6	6	100.0	-	6		
	施設長	入所者	585	539	92.1	-	539		
	市町長	一般住民	18,446	2,340	12.7	-	2,340		
知事 (保健所長)	計	110	109	99.1	-	18	(-)	(-)	98
	接触者健診	103	102	99.0	-	11	(-)	(-)	98
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	7	7	100.0		7			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生を対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等を対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【北部】

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	23,363	7,170	30.7	3,770	3,400	-	-	-
	事業者	従業者	3,579	3,430	95.8	625	2,816		
	学校長	生徒	293	287	98.0	70	217		
		学生	250	250	100.0	248	2		
	施設長	入所者	891	561	63.0	185	365		
	市町長	一般住民	18,350	2,642	14.4	2,642	-		
知事 (保健所長)	計	110	110	100.0	-	59	(-)	(-)	58
	接触者健診	51	51	100.0	-	15	(-)	(-)	42
	集団健診	16	16	100.0	-	1	(-)	(-)	16
	管理検診	43	43	100.0		43			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(令和3年12月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	153	22	30	4	28	34	9	26
(再掲)新規 登録患者	102	10	21	3	15	29	9	15
構 成 比	66.7	45.5	70.0	75.0	53.6	85.3	100.0	57.7
延 人 員	490	63	115	18	146	51	36	61
(再掲)新規 登録患者	296	40	85	3	62	45	36	25
構 成 比	60.4	63.5	73.9	16.7	42.5	88.2	100.0	41.0

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、令和2年に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和3年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	19,592	-	122	22	21	69	13,043	6,311	4
うち施設指導分	604	-	9	12	-	69	483	27	4
西部	4,964	-	-	7	5	16	4,936	-	-
うち施設指導分	459	-	-	7	-	16	436	-	-
西部広島	967	-	28	1	1	35	902	-	-
うち施設指導分	48	-	-	1	-	35	12	-	-
西部呉	5	-	-	-	-	-	1	-	4
うち施設指導分	5	-	-	-	-	-	1	-	4
西部東	6,331	-	12	4	2	2	-	6,311	-
うち施設指導分	37	-	5	3	-	2	-	27	-
東部	4,924	-	42	5	12	7	4,858	-	-
うち施設指導分	8	-	1	-	-	7	-	-	-
東部福山	492	-	10	-	-	7	475	-	-
うち施設指導分	15	-	1	-	-	7	7	-	-
北部	1,909	-	30	5	1	2	1,871	-	-
うち施設指導分	32	-	2	1	-	2	27	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部】

(令和3年度)

日時	令和3年9月2日(木)
場所	西部保健所 301会議室(オンライン開催)
参加人数	20名
主な議題	(1)新型コロナウイルス感染症状況について (2)緊急事態措置の実施内容について (3)管内の検査体制, 検査状況について (4)新型コロナウイルス感染症患者の状況について (5)オンライン診療について (6)新型コロナウイルス感染症ワクチン接種状況について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
大竹市医師会	会長	
	副会長	
	理事	
佐伯地区医師会	会長	
	理事	
	理事	
大竹市薬剤師会	会長	
廿日市市薬剤師会	会長	
広島西医療センター	診療部長	
広島西医療センター	診療部長	
	感染防止室科長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	署長	
廿日市警察署	署長	
大竹市消防本部	消防課長	
廿日市市消防本部	警防課長	
	救急係長	
大竹市保健医療課	課長	
廿日市市健康推進課	課長	
西部保健所	所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部広島】

(令和3年度)

日時	令和3年12月23日(木)	令和3年12月23日(木)
場所	書面開催	書面開催
参加人数	—	—
主な議題	海田地域における新型コロナウイルス感染症発生状況と課題	芸北地域における新型コロナウイルス感染症発生状況と課題

会議構成メンバー

所属	職名	備考
協力医療機関	医師, 看護師	
医療機関	看護師長他	
地区医師会	常任理事他	
地区歯科医師会	理事	
地区薬剤師会	理事	
市町	担当課職員他	
西部保健所広島支所	担当課職員他	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部呉】

(令和3年度)

日時	令和3年10月29日(金) 19:00~	令和3年12月9日(木) 19:00~	令和4年2月15日(水) 19:00~	令和4年2月24日(金) 19:00~
場所	広島県呉庁舎 5F 健康学習研修室	広島県呉庁舎 5F 健康学習研修室	広島県呉庁舎 5F 健康学習研修室	広島県呉庁舎 5F 健康学習研修室
参加人数	15名	16名	19名	19名
主な議題	新型コロナウイルス感染症対応に係る 呉圏域実務者ミーティング ①陽性者に対する外来診療 体制について ②陽性者の入院体制について ③中和抗体薬の投与に係る 対応体制について	新型コロナウイルス感染症対応に係る 呉圏域実務者ミーティング ①陽性者確定時のトリアージ ②中和抗体療法の運用について ③自宅療養者に対する診療 体制について	新型コロナウイルス感染症対応に係る 呉圏域実務者ミーティング ①自宅療養者の健康観察・ 診療体制等について ②自宅療養者の病状悪化 時の対応について	新型コロナウイルス感染症対応に係る 呉圏域実務者ミーティング ①新型コロナ陽性患者及び 濃厚接触者の救急対応について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
呉市医師会	役員	
医療関係者	病院・診療所職員等	
呉市	行政職員	
江田島市	行政職員	
消防署	行政職員	
保健所	行政職員	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部東】

(令和3年度)

日時	令和4年3月
場所	書面会議
参加人数	21名
主な議題	1.今年度の事業報告 2.次年度の事業計画について 3.感染症対策に関する意見集約

会議構成メンバー

所属	職名	備考
竹原地区医師会	理事	
東広島地区医師会	理事	
賀茂東部医師会	会長	
豊田郡医師会	会長	
東広島市歯科医師会	会長	
竹原・豊田歯科医師会	会長	
竹原薬剤師会	会長	
東広島薬剤師会	代表理事	
国立病院機構 東広島医療センター	院長	
広島県立安芸津病院	院長	
広島大学保健管理センター	センター長	
広島県竹原警察署	署長	
広島県東広島警察署	署長	
竹原市	市長	
東広島市	市長	
大崎上島町	町長	
竹原市教育委員会	教育長	
東広島市教育委員会	教育長	
大崎上島町教育委員会	教育長	
東広島市消防局	局長	
広島県西部東保健所	保健所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【東部】

(令和3年度)

日時	令和3年10月20日(水)	令和4年3月7日(火)
場所	WEB会議	書面会議
参加人数	18人	20人
主な議題	1情報提供 2今後の事業計画について ・取り組み内容について ・研修会について	1情報提供 2今後の事業計画について ・取り組み内容について ・研修会について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅郡医師会	理事	
興生総合病院	外科部長	
本郷中央病院	診療部長	
三原赤十字病院	看護副部長	
厚生連尾道総合病院	救急総合診療科部長	
尾道市立市民病院	皮膚科診療科長	
公立みつぎ総合病院	副院長	
因島総合病院	薬剤科主任	
公立世羅中央病院	診療部長	
三原薬剤師会	理事	
尾道薬剤師会	理事	
三原市消防本部	課長	
尾道市消防局	課長	
三原市	主任	
尾道市	主幹	
世羅町	主査	
東部厚生環境事務所・東部保健所	保健所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和3年度)

区 分		相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
		計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談)B	家 庭 訪 問 指 導 C		
全 県	計	325	261	64	-	126	127
	男 性	245	197	48	-	84	84
	女 性	80	64	16	-	25	26
西 部 部	計	42	25	17	-	17	17
	男 性	27	17	10	-	-	-
	女 性	15	8	7	-	-	-
西 島 部 広	計	40	25	15	-	14	13
	男 性	29	16	13	-	12	11
	女 性	11	9	2	-	2	2
西 部 部 呉	計	24	15	9	-	9	9
	男 性	18	11	7	-	7	7
	女 性	6	4	2	-	2	2
西 部 部 東	計	111	94	17	-	18	18
	男 性	84	72	12	-	12	12
	女 性	27	22	5	-	6	6
東 部 部	計	32	32	-	-	26	27
	男 性	28	28	-	-	23	24
	女 性	4	4	-	-	3	3
東 山 部 福	計	52	48	4	-	30	30
	男 性	41	37	4	-	21	21
	女 性	11	11	-	-	9	9
北 部 部	計	24	22	2	-	12	13
	男 性	18	16	2	-	9	9
	女 性	6	6	-	-	3	4

(6) 健康教育実施状況

(令和3年度)

西部	区 分	種 別 内 訳			
		計	結核	感染症	エイズ
	実施回数	4	2	1	1
	参加延人員	193	89	74	30
	(対象内訳)		廿日市市		
西部 広島	区 分	種 別 内 訳			
		計	エイズ		
	実施回数	2	2		
	参加延人員	133	133		
	(対象内訳)		高校生		
東部 福山	区 分	種 別 内 訳			
		計	感染症	結核	エイズ
	実施回数	18	18	-	-
	参加延人員	177	177	-	-
	(対象内訳)				

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況及び
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和3年度)

	計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
全 県	589	435	154
西 部	29	26	3
西部広島	35	25	10
西部呉	2	2	-
西部東	23	14	9
東 部	119	91	28
東部福山	347	277	70
北 部	34	-	34

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和3年度)

	検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス 検査実施件数
		HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
西 部	-	-	-	-
西部広島	1	1	-	1
西部呉	12	1	-	1
西部東	-	-	-	-
東 部	2	2	-	2
東部福山	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和3年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	1	-	-	-	-	-	1	-	-
交 付 数	1	-	-	-	-	-	1	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和3年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	1,966	104	20	257	156	345	920	95	69
交 付 数	1,963	104	20	256	156	343	919	95	70

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和3年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	208	22	7	36	24	33	60	12	14
交 付 数	208	22	7	36	24	33	60	12	14

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和3年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	36	1	-	3	1	9	19	3	-
交 付 数	34	1	-	3	1	8	18	3	-

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者(児)	知的障害者(児)	難病患者	その他		身体障害者(児)	知的障害者(児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 相談事業の状況

(令和3年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者	その他		本人	保護者	その他
			実施数	-	-		-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 市町指導・支援の状況

(令和3年度)

区分	指導項目	総数	市町名						
			西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
実施数	企画・連携・調整	30	4	18	-	5	3	-	-
	調査・研究	3	-	3	-	-	-	-	-
	情報の収集・提供	20	2	12	-	3	3	-	-

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数, 通院患者数は令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	57	2	3	8	2	5	26	5	51	6
医療保護入院患者数	1,464	169	228	67	185	516	120	153	1,438	26
自立支援医療受給者数(精神通院)	21,650	2,874	3,545	4,400	3,967	4,864	735	1,265	21,650	-
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	165	4	10	26	15	30	69	11	165	-

(注)通報件数は, 令和3年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和4年3月31日現在)

障害等級	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東部	東部 福山	北部
計	13,498	1,629	2,036	2,911	2,589	2,828	556	949
1 級	613	97	81	146	117	121	20	31
2 級	8,358	996	1,156	1,883	1,535	1,862	332	594
3 級	4,527	536	799	882	937	845	204	324

(3) 組織育成支援状況

(令和3年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
計	9	-	3	4	1	1	-	-	9	-
患 者 会	4	-	-	4	-	-	-	-	4	-
家 族 会	5	-	3	-	1	1	-	-	5	-
断 酒 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和3年度)

区分		総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外	
面接	実 人 員	285	12	7	9	153	15	18	46	260	25	
	延 人 員	750	22	23	18	527	51	20	52	713	37	
	内	老人精神保健	36	-	-	-	24	-	3	9	36	-
		社会復帰	48	17	15	13	-	-	-	1	46	2
		アルコール	69	-	-	4	44	7	1	4	60	9
		薬 物	9	-	-	-	9	-	-	-	9	-
		ギャンブル	19	-	-	-	12	2	1	2	17	2
		ゲ ー ム	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		思 春 期	20	-	-	-	15	-	2	2	19	1
		心の健康づくり	68	3	-	-	13	3	13	25	57	11
		うつ・うつ状態	39	-	-	-	30	9	-	-	39	-
		摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		てんかん	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-
	訊	そ の 他	438	-	8	1	380	30	-	9	428	10
		(再掲) 引きこもり	(51)	(-)	(1)	(-)	(44)	(2)	(3)	(-)	(50)	(1)
		(再掲) 自殺関連	(45)	(3)	(-)	(-)	(40)	(-)	(-)	(1)	(44)	(1)
	(再掲) 自殺者の遺族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再掲) 犯罪被害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再掲) 災害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再掲) 措置入院等退院支援	(133)	(17)	(1)	(-)	(112)	(3)	(-)	(-)	(133)	(-)	
電話	相 談 延 人 員	1,819	49	450	-	-	562	403	355	1,819	-	
	(再掲) 引きこもり	(32)	(-)	(23)	(-)	(-)	(2)	(7)	(-)	(32)	(-)	
	(再掲) 自殺関連	(40)	(6)	(-)	(-)	(-)	(1)	(33)	(-)	(40)	(-)	
	(再掲) 措置入院等退院支援	(245)	(-)	(107)	(-)	(-)	(21)	(20)	(97)	(245)	(-)	

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和3年度)

区分	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員	66	12	8	9	9	13	7	8	66	-
延 人 員	169	22	21	18	12	47	26	23	169	-
内	老人精神保健	5	-	-	-	2	3	-	5	-
	社会復帰	81	17	18	13	-	6	17	81	-
	アルコール	9	-	-	4	-	5	-	9	-
	薬物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギャンブル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゲーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	思春期	1	-	-	-	1	-	-	1	-
	心の健康づくり	27	3	2	-	-	6	16	27	-
	うつ・うつ状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	てんかん	3	2	-	-	-	-	-	1	3
	その他	43	-	1	1	9	27	-	5	43
訳										
(再掲) ひきこもり	(5)	(-)	(1)	(-)	(3)	(1)	(-)	(-)	(5)	(-)
(再掲) 自殺関連	(13)	(3)	(-)	(-)	(2)	(1)	(6)	(1)	(13)	(-)
(再掲) 自殺者の遺族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 犯罪被害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 災害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 措置入院等退院支援	(43)	(17)	(-)	(-)	(3)	(5)	(4)	(14)	(43)	(-)

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会 (令和3年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外
実施回数	11	4	-	-	2	2	-	3	11	-
対象者数	10	4	-	-	2	2	-	2	10	-
参加延人数	65	24	-	-	-	16	-	25	65	-

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会 (令和3年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外
実施回数	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-
対象者数	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-
参加延人数	14	-	-	-	-	-	14	-	14	-

ウ その他の事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	管内市町計	管外
実施回数	32	3	5	4	4	11	2	3	32	-
対象者数	29	2	4	4	4	10	2	3	29	-
参加延人数	213	13	31	29	-	112	16	12	213	-

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

区分	計	西部			西部広島	西部東				東部			東部福山			北部	
		種別内訳			種別内訳	種別内訳				種別内訳			種別内訳			種別内訳	
		かかりつけ医研修会 検討会議	かかりつけ医研修	うつ・自殺対策リーフレット 作成・配布	研修会	アルコール・シシ配布	※	※	※	地域医連携研修会	自殺予防週間	自殺対策強化月間	講演会	研修会	街頭啓発	研修会	研修会
実施回数	8	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	
対象者		医師等	医師等	管内市町・医療機関・ 薬局・学校等	市町(保健師、高齢福祉担当) 相談支援事業所 精神科医療機関(医師、薬剤師、看護師、アースワーカー)	325機関	保健、医療、福祉、介護、 職域、行政関係者	大崎上島町自殺未遂者 支援会議	大崎上島町自殺対策 連絡会議		来庁者	来庁者	医療、保健、福祉関係	医療、保健、福祉関係	一般 学校関係	医療、保健・福祉・消防・警察等	保健・福祉等
参加延人数 (配布部数)	5,091	9	26	送付件数507件 配布部数1,000枚	30	5,000	17	9	17	-	-	-	54	45	260	36	35

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

区分	計	西部							西部広島			西部長	西部東			東部				東部福山	北部
		種別内訳							種別内訳			種別内訳	種別内訳			種別内訳				種別内訳	種別内訳
		依存症	依存症	ひきこもり	地域包括支援 事業	地域生活支援 事業	地域生活支援 事業	地域生活支援	ひきこもり	地域生活支援	ひきこもり	アルコール	アルコール	地域生活支援 検討会議	精神保健福祉研修会	管内精神保健福祉担当者会議	ひきこもり研修会	精神保健福祉緊急対応 連絡会議	地域生活支援事業	発達障害	
実施回数	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
対象者		管内精神保健福祉 関係者	管内精神保健福祉 関係者	管内精神保健福祉関係者	管内精神保健福祉 関係者	管内精神保健福祉 関係者	管内精神保健福祉 関係者	市町精神保健福祉担当 精神科医師臨床研修者 相談支援事業所 精神障害者家族会 社会福祉協議会 就労支援事業所 精神科訪問看護事業所	市町保健師 基幹相談支援センター ひきこもりの方々	市町精神保健福祉担当 精神科医師臨床研修者 相談支援事業所 精神障害者家族会 社会福祉協議会 就労支援事業所 精神科訪問看護事業所	市町保健師 基幹相談支援センター ひきこもりの方々	アルコール 啓発資料配布	アルコール 庁舎内啓発活動	地域生活支援 検討会議	精神保健福祉研修会	管内精神保健福祉担当者会議	ひきこもり研修会	精神保健福祉緊急対応 連絡会議	地域生活支援事業	発達障害	
参加延人数 (配布部数)	205	91	12	29	13	16	44	26	7	26	7	12,000	-	12	(書面)	13		29	24		

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、啓発誌、地域生活支援事業等の対象者を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和4年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			7,923	1,279	1,390	180	1,751	2,204	428	691
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	6	2	-	-	2	2	-	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	89	16	23	-	12	21	6	11
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	9	1	2	1	2	2	-	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	101	33	11	-	12	29	9	7
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	1,265	185	218	29	263	398	74	98
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	36	3	10	2	8	6	4	3
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	7	2	1	1	1	1	-	1
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
010	シャルコー・マリー・トウス病	神経・筋疾患	5	2	-	-	2	-	-	1
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	180	29	32	6	35	51	9	18
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	146	23	23	2	43	37	7	11
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多 巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	28	2	4	2	9	7	2	2
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	3	-	1	-	2	-	-	-
016	クローウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	86	18	9	1	27	17	6	8
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	213	40	29	2	52	71	10	9
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	11	-	3	-	3	5	-	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	6	-	1	-	3	2	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	12	1	3	2	3	2	-	1
022	もやもや病	神経・筋疾患	129	15	21	3	24	39	17	10
023	プリオン病	神経・筋疾患	6	-	1	1	2	1	1	-
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			7,923	1,279	1,390	180	1,751	2,204	428	691
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	42	12	9	2	4	8	2	5
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	30	-	8	1	10	10	-	1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	21	1	7	-	3	8	1	1
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	24	3	5	-	5	8	1	2
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫系疾患	20	1	5	-	4	9	1	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	17	5	2	-	1	3	4	2
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	15	3	-	1	2	5	1	3
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	71	15	7	3	14	17	7	8
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	25	4	3	2	3	8	3	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	33	7	3	-	12	7	2	2
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	28	4	5	1	3	9	1	5
047	バージャー病	免疫系疾患	19	1	5	-	5	4	-	4
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	3	1	1	-	-	1	-	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	463	101	62	14	115	119	19	33
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	免疫系疾患	197	27	20	7	58	50	15	20
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	232	38	36	4	59	58	15	22
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	72	9	11	2	21	23	1	5
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	81	16	11	1	21	20	2	10

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			7,923	1,279	1,390	180	1,751	2,204	428	691
054	成人スチル病	免疫系疾患	26	4	2	1	9	6	-	4
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	9	2	4	-	-	2	-	1
056	ベーチェット病	免疫系疾患	105	12	21	2	30	28	3	9
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	121	18	26	6	11	35	4	21
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	26	1	5	1	9	4	2	4
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	2	1	-	-	-	1	-	-
060	再生不良性貧血	血液系疾患	55	8	8	2	8	17	8	4
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	3	1	-	-	1	-	1	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	6	-	1	-	3	1	-	1
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	123	25	26	1	24	35	3	9
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	2	1	-	1	-	-	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	20	3	7	-	5	-	4	1
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	118	15	18	3	30	25	7	20
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	91	13	16	1	24	28	3	6
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節系疾患	49	8	11	3	12	11	-	4
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節系疾患	266	39	35	6	61	89	17	19
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	99	4	26	-	22	20	5	22
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	269	50	41	4	62	78	12	22
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	21	3	7	1	3	4	2	1
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	15	5	3	-	4	1	-	2
075	クッシング病	内分泌系疾患	8	1	1	-	2	3	1	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	19	7	-	-	3	4	3	2
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	136	24	24	6	29	33	5	15
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	15	2	1	-	7	3	2	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			7,923	1,279	1,390	180	1,751	2,204	428	691
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌系疾患	2	1	-	-	-	1	-	-
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	77	10	13	2	13	26	2	11
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	155	16	26	8	37	36	10	22
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	33	4	6	1	5	12	-	5
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	44	10	7	-	9	13	-	5
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	7	-	1	-	2	2	1	1
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	154	14	31	3	26	62	10	8
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	3	-	-	-	-	2	1	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	161	34	46	7	26	31	3	14
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	10	2	1	-	1	6	-	-
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	77	8	16	4	9	31	6	3
096	クローン病	消化器系疾患	341	61	72	8	73	91	20	16
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	979	172	191	15	222	265	36	78
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	11	3	-	-	1	5	-	2
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
104	コストロ症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	5	1	-	-	1	2	-	1
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			7,923	1,279	1,390	180	1,751	2,204	428	691
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	5	-	1	-	3	1	-	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	30	-	5	-	8	16	1	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	4	2	-	-	1	-	-	1
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	2	-	-	-	1	1	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	3	-	1	-	-	1	1	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	5	1	1	-	1	1	-	1
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	2	-	-	-	-	2	-	-
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	8	2	1	-	1	3	-	1
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			7,923	1,279	1,390	180	1,751	2,204	428	691
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症 候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
203	22q11. 2欠失症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
210	単心室症	循環器系疾患	7	-	3	-	4	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	2	1	-	-	1	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉 鎖症	循環器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	2	-	-	-	-	2	-	-
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	16	1	4	-	2	4	-	5
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	3	-	-	-	1	2	-	-

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和4年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
1	悪 性 新 生 物	129	24	25	3	33	26	5	13
2	慢 性 腎 疾 患	52	16	8	2	10	10	1	5
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	27	5	3	1	5	6	4	3
4	慢 性 心 疾 患	220	49	40	3	57	40	14	17
5	内 分 泌 疾 患	262	56	57	5	72	47	8	17
6	膠 原 病	26	3	4	-	7	7	-	5
7	糖 尿 病	60	12	16	-	13	12	-	7
8	先 天 性 代 謝 異 常	26	2	5	-	7	7	1	4
9	血 液 疾 患	31	15	5	-	3	2	2	4
10	免 疫 疾 患	10	1	2	-	1	4	-	2
11	神 経 ・ 筋 疾 患	100	16	21	1	26	25	4	7
12	慢 性 消 化 器 疾 患	59	5	10	-	17	15	3	9
13	染 色 体 ま た は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	23	4	3	-	5	6	4	1
14	皮 膚 疾 患	6	1	1	-	3	1	-	-
15	骨 系 統 疾 患	22	10	1	-	6	5	-	-
16	脈 管 系 疾 患	2	2	-	-	-	-	-	-

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 相談事業の状況

(令和3年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者	その他		本人	保護者	その他
実施数	4	46	-	17	29	46	-	17	29
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	1	9	-	1	8	9	-	1	8
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	1	15	-	6	9	15	-	6	9
東部	1	5	-	-	5	5	-	-	5
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	1	17	-	10	7	17	-	10	7

(5) 相談事業の実施状況

(令和3年度)

区分	計	西部		西部広島		西部呉		西部東		東部		東部福山		北部			
		管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外				
指定難病	実人員	6,914	3	-	181	-	3	-	742	-	20	6	428	-	977	-	
	延人員	2,557	3	-	216	-	6	-	742	-	-	-	574	-	1,016	-	
	申請等	2,411	3	-	88	-	2	-	734	-	-	-	574	-	1,012	-	
	医療	病気・病状	21	-	-	20	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		治療・服薬	20	-	-	19	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護・日常生活	52	-	-	44	-	2	-	4	-	-	-	-	-	2	-	
	福祉制度	41	-	-	37	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	
	就業	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就学	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食事・栄養	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	歯科	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	2	-	-	0	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	実人員	598	1	-	248	-	1	-	188	-	2	-	37	9	72	-	
	延人員	621	1	-	283	-	3	-	188	-	2	-	63	9	72	-	
申請等	562	1	-	239	-	1	-	188	-	-	-	63	-	70	-		
医療	病気・病状	12	-	-	5	-	-	-	1	-	1	-	-	5	-	-	
	治療・服薬	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
看護・日常生活	10	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-		
福祉制度	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-		
就業	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
就学	3	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食事・栄養	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
歯科	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	27	-	-	26	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和3年度)

区分	電話相談	面接相談	総数
延人員計	846	1,149	1,995
西部	9	4	13
西部広島	77	104	181
西部呉	2	2	4
西部東	1	5	6
東部	96	48	144
東部福山	356	9	365
北部	305	977	1,282

(注) 相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和3年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	所 内	管 外
開 催 回 数	12	2	1	-	-	2	-	1	6	-
実 人 員	148	20	9	-	-	-	-	45	74	-
延 人 員	204	20	9	-	-	28	-	45	102	-

(注)開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和3年度)

開催回数	-
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	-
参加人数	-
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	-

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和3年度)

合計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
24	8	4	-	5	5	1	1

イ 相談内容

(令和3年度)

相談区分	延件数 計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	24	13	3	-	3	5	-	-
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使ってあるか調べてもらえるか等	1	-	1	-	-	-	-	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	5	-	1	-	3	-	-	1
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-	-	-	-	-	-	-	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	1	-	1	-	-	-	-	-
計	31	13	6	-	6	5	-	1
石綿健康被害救済給付に関するもの	16	6	1	-	3	5	1	-

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和3年度)

	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
相談	12件	-件	6件	-件	6件	-件	-件	-件
家庭訪問	3件	-件	2件	-件	-件	-件	-件	1件

イ 連絡会議等開催状況

(令和3年度)

	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
開催回数	7回	1回	2回	2回	1回	1回	-回	-回
参加人数	49人	7人	12人	15人	9人	6人	-人	-人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計（延件数）	1,244	192	307	25	367	243	23	87
実人員	699	117	168	16	169	157	20	52

(2) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
件数	815	40	486	69	75	43	87	15

(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
連絡票件数	35	4	5	-	13	10	-	3
保健指導延人員	35	4	5	-	13	10	-	3

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		10,644	1,586	1,676	314	2,166	2,977	630	1,295
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	3,306	409	505	77	732	1,014	162	407
	仕出し・弁当	1,345	139	211	32	317	345	109	192
	旅館	235	42	33	5	41	79	6	29
	その他	1,787	370	273	51	291	547	94	161
菓子（パンを含む）製造業		863	125	129	22	165	248	57	117
乳 処 理 業		4	1	-	-	1	-	1	1
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		14	1	1	-	3	4	1	4
集 乳 業		1	-	-	-	-	-	-	1
魚 介 類 販 売 業		814	140	110	59	167	207	36	95
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		10	1	1	-	2	5	-	1
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		6	-	-	1	2	2	-	1
食品の冷凍または冷蔵業		80	21	9	9	11	23	4	3
缶詰又は瓶詰食品製造業 （上記および下記以外）		23	4	-	1	5	7	1	5
喫 茶 店 営 業		1,149	225	268	16	234	249	63	94
あ ん 類 製 造 業		7	4	1	-	-	2	-	-
アイスクリーム類製造業		25	2	2	1	4	8	2	6
食 肉 処 理 業		37	2	12	1	7	4	2	9
食 肉 販 売 業		216	34	38	6	45	52	16	25
食 肉 製 品 製 造 業		17	1	1	-	1	7	1	6
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		2	-	1	-	-	-	-	1
食 用 油 脂 製 造 業		11	-	-	4	3	2	-	2
マーガリン又はショートニング製造業		1	-	-	-	1	-	-	-
み そ 製 造 業		62	2	5	3	14	10	11	17
し ょ う 油 製 造 業		29	3	2	4	9	3	1	7
ソ ー ス 類 製 造 業		14	1	4	-	1	4	3	1
酒 類 製 造 業		43	2	9	2	17	6	2	5
豆 腐 製 造 業		36	1	7	1	9	7	3	8
納 豆 製 造 業		1	-	-	-	-	-	-	1
め ん 類 製 造 業		49	2	6	3	3	17	5	13
総 菜 製 造 業		397	48	40	13	74	100	46	76
添加物（法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		18	2	2	-	1	7	2	4
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		32	3	5	1	6	13	2	2
氷 雪 製 造 業		10	1	1	2	-	5	-	1

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	2,298	293	415	87	493	628	105	277
飲 食 店 営 業	1,534	194	298	40	337	440	63	162
調理機能を有する自動販売機	26	2	2	-	7	8	1	6
食 肉 販 売 業	73	10	10	5	15	19	6	8
魚 介 類 販 売 業	150	38	20	24	25	22	9	12
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	-	-	-	1	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	2	-	1	-	-	1	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	14	1	4	-	3	4	-	2
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	223	24	44	5	47	56	13	34
アイスクリーム類製造業	3	-	-	1	1	1	-	-
乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	10	1	-	1	4	3	-	1
食 肉 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	1
水 産 製 品 製 造 業	33	4	4	6	9	10	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	-	1	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	2	-	-	-	-	-	1	1
みそ又はしょうゆ製造業	15	-	4	2	5	1	-	3
酒 類 製 造 業	17	-	2	-	7	2	-	6
豆 腐 製 造 業	10	-	-	-	2	8	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	15	-	3	-	2	3	1	6
そ う ざ い 製 造 業	126	12	15	1	16	40	10	32
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	8	4	-	-	4	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	1	-	-	-	-	1	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	2	-	-	-	1	1	-	-
漬 物 製 造 業	15	3	6	-	1	2	1	2
密 封 包 装 食 品 製 造 業	6	-	1	-	5	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	8	-	-	2	1	5	-	-
添 加 物 製 造 業	2	-	-	-	-	1	-	1

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		6,699	455	901	247	967	2,195	887	1,047
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	337	17	11	24	11	141	52	81
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	763	6	90	27	128	280	90	142
	乳 類 販 売 業	1,317	18	189	38	229	500	127	216
	氷 雪 販 売 業	81	-	2	1	3	46	28	1
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)	245	29	47	3	68	77	11	10
販 売 業	弁 当 販 売 業	204	-	7	12	2	84	58	41
	野 菜 果 物 販 売 業	394	18	31	32	20	133	85	75
	米 穀 類 販 売 業	212	2	11	26	7	89	66	11
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	55	6	6	-	4	27	9	3
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	326	33	51	24	66	89	24	39
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	229	30	41	4	41	45	40	28
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)を除く。)	232	5	34	4	73	71	25	20
そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	1,045	151	137	37	154	319	137	110	
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により 規格が定められた添加物の製造を除く。)	8	1	1	-	1	4	1	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	9	-	3	-	-	5	-	1
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	36	3	3	-	13	14	2	1
	農産保存食料品製造・加工業	217	33	52	1	18	59	13	41
	調味料製造・加工業	52	1	14	1	3	21	1	11
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	1	-	-	-	-	1	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	52	1	9	-	2	10	8	22
	製 茶 業	108	-	32	1	2	13	25	35
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	23	2	4	2	-	15	-	-
	卵 選 別 包 装 業	12	-	2	-	-	4	1	5
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	258	13	46	2	28	45	65	59	
上 記 以 外 の 法 第 6 条 第 3 項 に お い て 準 用 さ れ る も の を 含 む	行	14	1	4	-	4	4	1	-
	集 団 給 食 施 設	415	71	67	8	69	89	17	94
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用され た器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	29	8	6	-	10	3	1	1
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業 とみなされないもの	2	1	-	-	-	1	-	-
	そ の 他	23	5	1	-	11	6	-	-

工 旧食品関係条例対象施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	1,075	250	106	121	188	306	16	88
加工水産物販売業	813	190	88	35	160	246	13	81
加工水産物製造業	101	9	9	17	10	46	3	7
魚介類等行商業	19	2	-	9	-	8	-	-
かき作業場	一類	109	41	8	48	12	-	-
	二類	33	8	1	12	6	6	-

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	17	68	1,182
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	10	40	
集団給食	大量調理施設	5	20		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	89	267	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	7	21	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	144	288	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	226	452	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	102	102	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	64	64	
	食品販売業	食肉, 魚介類	362	362	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		556	278	
1回/3年	上記以外		368	110	
1回/4年	上記以外		44	11	
1回/5年	上記以外		1,698	340	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,692	2,423	1,182

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部広島】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	30	120	1,850
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	4	16	
集団給食	大量調理施設	19	76		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	15	45	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	12	36	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	29	58	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	315	630	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	250	250	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	104	104	
	食品販売業	食肉, 魚介類	444	444	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		2,165	1,083	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		7	2	
1回/5年	上記以外		1,693	339	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			5,087	3,202	1,850

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部呉】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	22	88	591
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
集団給食	大量調理施設	3	12		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	68	204	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	9	27	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	18	36	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	44	88	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	100	100	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	21	21	
	食品販売業	食肉, 魚介類	192	192	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		167	84	
1回/3年	上記以外		73	22	
1回/4年	上記以外		4	1	
1回/5年	上記以外		250	50	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			973	932	591

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部東】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	53	212	3,155
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	1	4	
集団給食	大量調理施設	16	64		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	22	66	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	20	60	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	26	52	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	423	846	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	66	132	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	321	321	
	食品販売業	食肉, 魚介類	71	71	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	599	599	
1回/2年	上記以外		-	-	
1回/3年	上記以外		862	431	
1回/4年	上記以外		331	110	
1回/5年	上記以外		3	1	
随時	器具又は容器包装製造施設		1,811	362	
合 計			4,625	3,331	3,155

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	53	212	3,207
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	19	76	
集団給食	大量調理施設	22	88		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	56	168	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	428	856	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	468	936	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	137	137	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	1,975	1,975	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	224	224	
	食品販売業	食肉, 魚介類	1,141	1,141	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	971	486	
1回/2年	上記以外		1,500	750	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		-	-	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			6,994	7,049	3,207

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部福山】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	18	72	1,828
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	3	12	
集団給食	大量調理施設	4	16		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	6	18	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	60	120	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	129	258	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	94	94	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	42	42	
	食品販売業	食肉, 魚介類	202	202	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		558	279	
1回/3年	上記以外		1,206	362	
1回/4年	上記以外		80	20	
1回/5年	上記以外		13	3	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			2,415	1,498	1,828

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【北部】

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	9	36	
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	7	28	
集団給食	大量調理施設	9	36		
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	29	87	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	30	60	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	269	538	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	296	296	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	98	98	
	食品販売業	食肉, 魚介類	359	359	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	620	620	
1回/2年	上記以外		474	237	
1回/3年	上記以外		93	28	
1回/4年	上記以外		2,804	701	
1回/5年	上記以外		122	24	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			5,219	3,148	-

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

区分	全数			個別			複数営業			複数店			複数業種			複数品目			複数					
	施設数	監視指導回数	行状処分件数	施設数	監視指導回数	行状処分件数	施設数	監視指導回数	行状処分件数	施設数	監視指導回数	行状処分件数	施設数	監視指導回数	行状処分件数	施設数	監視指導回数	行状処分件数	施設数	監視指導回数	行状処分件数			
計	15,025	6,311	2	2,247	831	2	2,447	471	-	442	247	-	2,195	1,180	-	4,141	1,759	-	895	438	-	1,863	1,055	-
製菓業	1,684	933	1	178	88	1	289	100	-	40	31	-	372	141	-	482	241	-	118	141	-	237	191	-
製粉業	316	118	-	55	58	-	50	1	-	6	2	-	53	17	-	58	20	-	15	12	-	39	8	-
その他	2,158	950	-	398	43	-	338	28	-	68	31	-	354	118	-	661	139	-	121	56	-	250	137	-
菓子(パン)製造	1,053	862	-	148	79	-	144	55	-	24	21	-	204	128	-	293	258	-	74	83	-	148	92	-
乳 粉 業	6	39	-	1	11	-	1	6	-	-	-	-	1	4	-	1	7	-	1	5	-	1	6	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 業	18	47	-	1	8	-	3	7	-	-	-	-	4	6	-	5	10	-	1	5	-	4	11	-
製 菓 業	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-	-	1	-	-
菓子(パン)製造	1,455	719	1	204	99	1	225	54	-	85	31	-	302	120	-	388	197	-	94	123	-	181	85	-
菓子(パン)製造	12	12	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	2	-	6	10	-	-	-	-	2	-	-
菓子(パン)製造	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	5	10	-	-	-	-	-	-	-
菓子(パン)製造	105	100	-	25	8	-	10	11	-	12	11	-	18	15	-	20	45	-	6	14	-	4	4	-
菓子(パン)製造	39	41	-	8	1	-	7	2	-	7	2	-	7	21	-	8	10	-	1	4	-	6	3	-
菓子(パン)製造	1,832	354	-	289	64	-	303	18	-	10	5	-	424	20	-	583	88	-	80	10	-	128	20	-
菓子(パン)製造	3	5	-	2	2	-	2	1	-	-	-	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
菓子(パン)製造	29	45	-	2	3	-	2	4	-	2	1	-	6	9	-	8	5	-	2	9	-	6	15	-
菓子(パン)製造	53	54	-	6	10	-	14	7	-	1	-	-	13	12	-	7	8	-	3	3	-	10	14	-
菓子(パン)製造	1,235	949	-	154	83	-	221	95	-	48	18	-	288	105	-	327	187	-	108	139	-	178	84	-
菓子(パン)製造	17	34	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	32	-	1	-	-	6	10	-
菓子(パン)製造	3	15	-	-	-	-	1	6	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	5	-
菓子(パン)製造	14	7	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	3	3	-	3	2	-	1	-	-	3	2	-
菓子(パン)製造	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子(パン)製造	74	21	-	2	-	-	8	2	-	3	1	-	15	4	-	12	-	-	11	6	-	23	8	-
菓子(パン)製造	40	28	-	3	2	-	4	4	-	8	7	-	13	7	-	4	2	-	1	1	-	9	5	-
菓子(パン)製造	17	9	-	1	2	-	6	2	-	-	-	-	2	1	-	4	-	-	3	4	-	1	-	-
菓子(パン)製造	57	47	-	2	1	-	10	3	-	2	2	-	23	21	-	8	4	-	2	1	-	10	15	-
菓子(パン)製造	53	64	-	2	-	-	7	2	-	1	3	-	11	12	-	18	35	-	3	6	-	11	6	-
菓子(パン)製造	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
菓子(パン)製造	84	78	-	2	3	-	8	1	-	3	4	-	6	7	-	22	33	-	5	13	-	18	17	-
菓子(パン)製造	482	313	-	57	36	-	48	10	-	14	3	-	88	48	-	127	95	-	53	89	-	89	92	-
菓子(パン)製造	23	9	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	11	3	-	11	2	-	2	-	-	5	4	-
菓子(パン)製造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子(パン)製造	44	38	-	3	6	-	6	11	-	1	2	-	11	14	-	17	38	-	2	5	-	4	2	-
菓子(パン)製造	14	4	-	1	2	-	1	-	-	2	-	-	2	-	-	5	2	-	-	-	-	2	-	-

(注)監視指導は、令和3年3月31日現在である。

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(単位:件数)

区分	全区			西部			中部			東部			中部			西部								
	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数	施設数	監視指導施設数	行政処分件数						
計	2,187	1,233	1	372	261	1	313	125	-	188	169	-	432	255	-	603	297	-	18	3	-	243	23	-
加工食品物販売等	1,756	477	-	267	109	-	279	6	-	71	36	-	380	101	-	511	200	-	13	3	-	233	22	-
加工食品物製造等	151	116	-	14	10	-	15	8	-	22	16	-	13	10	-	75	71	-	3	-	-	9	1	-
飲食提供等営業等	24	2	-	2	-	-	4	-	-	10	-	-	6	1	-	11	1	-	-	-	-	1	-	-
介護事業場	178	534	-	77	219	-	14	110	-	65	101	-	22	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	48	104	1	12	23	1	1	1	-	18	16	-	11	39	-	6	25	-	-	-	-	-	-	-

(注)監視施設は、令和2年3月31日現在で示す。

(5) 集団食中毒発生状況

(令和3年度)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1	令和4年3月15日	大竹市	16	11	0	不明(3月12日に提供された料理)	ノロウイルスGⅡ.17	仕出し屋	大竹市内の法事会場	3月12日に法事で提供された仕出し料理を喫食し、下痢や嘔吐等を発症した。
2	令和3年11月16日	東広島市	128	76	0	かつ丼、竜田丼	サルモネラ・エンテリテイディス(O9群)	飲食店	飲食店	生卵の大量の割り置き、器具の洗浄乾燥不十分により、割卵時に生卵に付着していた病因菌または乾燥不十分により器具に残存した病因菌が液卵全体に拡散し、さらに液卵加熱時に加熱不十分であったため発生。

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和3年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
行政区域内人口		2,802,870	1,745,316	220,491	752,397	84,666
計	施設数	206	199	2	3	2
	立入検査件数	25	6	2	4	13
	計画給水人口	300,100	149,176	32,825	44,905	73,194
	現在給水人口	278,523	135,280	31,320	41,574	70,349
上水道	施設数	12	6	2	2	2
	立入検査件数	19	2	2	2	13
	計画給水人口	288,705	141,786	32,825	40,900	73,194
	現在給水人口	267,540	128,421	31,320	37,450	70,349
簡易水道	施設数	5	4	-	1	-
	立入検査件数	3	1	-	2	-
	計画給水人口	11,395	7,390	-	4,005	-
	現在給水人口	10,529	6,405	-	4,124	-
専用水道	施設数	8	8	-	-	-
	立入検査件数	3	3	-	-	-
	現在給水人口	454	454	-	-	-
簡易専用水道	施設数	175	175	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-
小規模水道	施設数	6	6	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和3年3月31日現在である。

(注2)施設数は、令和2年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3)立入検査件数は令和3年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道に含めないが、施設数、立入検査数を含む。

(注5)保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和3年度)

区分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
登 録 頭 数	49,643	7,343	8,218	821	11,352	12,204	4,314	5,391
	(3,804)	(722)	(652)	(46)	(853)	(786)	(462)	(283)
予 防 注 射 頭 数	35,391	5,969	6,260	571	8,130	8,578	2,429	3,454

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和3年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率	施設 数	立入 検査 件数	監視 %指 導率
計	4,307	1,059	24.6	444	161	36.3	734	159	21.7	106	61	57.5	1,172	207	17.7	1,063	252	23.7	357	45	12.6	431	174	40.4
薬 局	540	347	64.3	77	57	74.0	89	62	69.7	11	14	127.3	113	53	46.9	162	87	53.7	30	14	46.7	58	60	103.4
(うち健康サポート薬局)	(21)	(8)	38.1	(1)	(-)	(-)	(2)	(3)	(150.0)	(1)	(1)	(100.0)	(4)	(4)	(100.0)	(12)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	(1)	(-)	(-)
地 域 連 携 薬 局	30	11	36.7	-	-	-	3	3	100.0	11	1	9.1	2	1	50.0	4	3	75.0	10	3	30.0	-	-	-
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
薬 局 製 造 販 売 業 (薬 局 製 造 業)	26	14	53.8	5	6	120.0	7	3	42.9	-	-	-	6	3	50.0	4	-	-	1	-	-	3	2	66.7
医 薬 品 販 売 業	295	166	56.3	33	38	115.2	50	23	46.0	12	10	83.3	64	25	39.1	85	37	43.5	12	8	66.7	39	25	64.1
小 計	295	166	56.3	33	38	115.2	50	23	46.0	12	10	83.3	64	25	39.1	85	37	43.5	12	8	66.7	39	25	64.1
店 舗 販 売 業	202	126	62.4	27	32	118.5	38	21	55.3	6	5	83.3	43	15	34.9	55	24	43.6	10	8	80.0	23	21	91.3
卸 売 販 売 業	78	35	44.9	6	6	100.0	10	2	20.0	-	-	-	21	10	47.6	30	13	43.3	1	-	-	10	4	40.0
薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般	15	5	33.3	-	-	-	2	-	-	6	5	83.3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6	-	-
駅 構 内 売 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業	512	283	55.3	58	48	82.8	92	50	54.3	8	12	150.0	121	51	42.1	148	44	29.7	28	20	71.4	57	58	101.8
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	2,918	238	8.2	271	12	4.4	496	21	4.2	72	22	30.6	866	74	8.5	660	81	12.3	281	1	0.4	272	27	9.9
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	16	11	68.8	-	-	-	-	-	-	3	3	100.0	2	1	50.0	4	3	75.0	5	2	40.0	2	2	100.0

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(令和3年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	施設数	立入検査件数	監視(%)指導率	
計	649	298	45.9	88	66	75.0	99	40	40.4	16	24	150.0	149	59	39.6	206	62	30.1	29	13	44.8	62	34	54.8	
製 造 業	42	36	85.7	12	10	83.3	4	1	25.0	1	2	200.0	12	11	91.7	8	8	100.0	3	3	100.0	2	1	50.0	
輸 入 業	(4)	(2)	50.0	(2)	(2)	(100.0)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	(-)	(-)	-	(-)	(-)	-	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
販 売 業	小 計	569	255	44.8	71	54	76.1	92	39	42.4	15	22	146.7	114	47	41.2	192	50	26.0	25	10	40.0	60	33	55.0
	一 般	423	178	42.1	59	39	66.1	60	30	50.0	3	9	300.0	106	43	40.6	147	31	21.1	15	5	33.3	33	21	63.6
	農 業 用 品 目	163	75	46.0	12	15	125.0	32	9	28.1	11	11	100.0	28	4	14.3	44	19	43.2	9	5	55.6	27	12	44.4
	特 定 品 目	3	2	66.7	-	-	-	-	-	-	1	2	200.0	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	14	5	35.7	3	-	-	2	-	-	-	-	3	1	33.3	6	4	66.7	-	-	-	-	-	-	
	電 気 め っ き 事 業	2	1	50.0	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-	-	
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	11	4	36.4	3	-	-	1	-	-	-	-	3	1	33.3	4	3	75.0	-	-	-	-	-	-	
	し ろ あ り 防 除 事 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	


(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和3年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	
計	8,216	1,801	21.9	760	195	25.7	787	200	25.4	1,528	372	24.3	529	198	37.4	1,474	324	22.0	2,626	331	12.6	516	182	35.3	
麻 薬	小 計	1,722	628	36.5	142	63	44	154	59	38	299.0	124	42	219	77	35	306	127	42	495	111.0	22	107	67	63
	家庭麻薬製造業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 業 者	21	28	133.3	-	-	-	-	-	-	4.0	8	200	3	6	200	5	9	180	6	2.0	33	3	3	100
	小 売 業 者	802	449	56.0	69	47	68	74	52	70	138.0	91	66	105	53	51	138	72	52	230	82.0	36	48	52	108
	病 院	141	88	62.4	12	13	108	11	3	27	26.0	8	31	20	15	75	23	20	87	40	21.0	53	9	8	89
	一 般 診 療 所	632	39	6.2	56	2	4	58	-	-	109.0	11	10	78	1	1	115	21	18	174	3.0	2	42	1	2
	歯 科 診 療 所	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	飼育動物診療施設	95	14	14.7	5	1	20	8	3	38	18.0	3	17	12	1	8	15	3	20	32	-	-	5	3	60
	研 究 者	28	10	35.7	-	-	-	2	1	50	4.0	3	75	1	1	100	9	2	22	12	3.0	25	-	-	-
	大 麻	研 究 者	4	1	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	1.0	100	-	-	-
向 精 神 薬	小 計	3,363	654	19.4	313	68	22	368	71	19	621.0	123	20	165	83	50	594	132	22	1,094	109.0	10	208	68	33
	卸 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売業者	161	38	23.6	6	4	67	10	2	20	22.0	9	41	21	10	48	30	11	37	62	2.0	3	10	-	-
	免許みなし薬局	919	418	45.5	78	48	62	89	62	70	150.0	91	61	114	53	47	162	77	48	273	83.0	30	53	4	8
	小 売 業 者	-	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	-
	病 院	132	86	65.2	13	13	100	11	3	27	30.0	8	27	-	15	-	23	20	87	45	21.0	47	10	6	60
	一 般 診 療 所	1,208	39	3.2	126	2	2	144	-	-	245.0	11	5	-	1	-	212	21	10	392	3.0	1	89	1	1
	歯 科 診 療 所	742	-	-	71	-	-	95	-	-	150.0	-	-	-	-	-	127	-	-	259	-	-	40	-	-
	飼育動物診療施設	182	13	7.1	17	1	6	18	3	17	23.0	3	13	26	1	4	38	2	5	55	-	-	5	3	60
	試験研究施設	19	6	31.6	2	-	-	1	1	100	1.0	1	100	4	3	75	2	1	50	8	-	-	1	-	-
覚 醒 剤	小 計	7	4	57.1	-	-	-	-	-	-	3.0	2	67	-	-	-	3	1	33	1	1.0	100	-	-	-
	施用機関	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	研 究 者	6	4	66.7	-	-	-	-	-	-	2.0	2	100	-	-	-	3	1	33	1	1.0	100	-	-	-
覚 醒 剤 原 料	小 計	3,124	515	16.5	305	64	21	265	70	26	605.0	123	20	145	38	26	568	64	11	1,035	109.0	11	201	47	23
	取 扱 者	28	26	92.9	-	-	-	1	1	100	5.0	9	180	5	4	80	6	5	83	7	2.0	29	4	5	125
	薬 局	919	387	42.1	78	48	62	89	62	70	150.0	91	61	114	23	20	162	42	26	273	83.0	30	53	38	72
	病 院・診 療 所	1,987	90	4.5	210	15	7	155	3	2	425.0	19	5	-	10	-	362	16	4	696	23.0	3	139	4	3
	飼育動物診療施設	182	9	4.9	17	1	6	18	3	17	23.0	3	13	26	1	4	38	1	3	55	-	-	5	-	-
研 究 者	8	3	37.5	-	-	-	2	1	50	2.0	1	50	-	-	-	-	-	-	4	1.0	25	-	-	-	

(注1) 施設数は、令和3年12月31日現在である。
 (注2) 研究者にあつては、人員数である。
 (注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
 「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づいた「26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和3年度)

区 分		収去検体件数							不 適 件 数	不 適 理 由
			西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山		
崩 壊 試 験		-	-	-	-	-	-	-	-	-
定 量 試 験	ネオスチグミンメチル硫酸塩	8	1	1	1	2	1	1	1	-

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和3年度)

検 査 項 目	試 験 検 査 数			不 適 件 数
		西 部	西 部 東	
ホルムアルデヒド	13	9	4	-
有機水銀化合物	3	3	-	-
メタノール	9	3	6	-

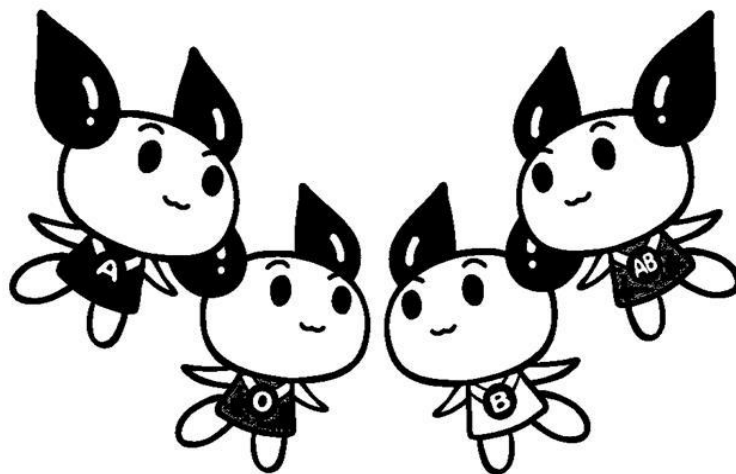
(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(6) 献血状況

(令和3年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
受付者数	23,713	3,104	6,347	821	6,966	4,489	771	1,215
献血者	計	20,997	2,785	5,700	756	6,153	3,880	1,044
	200mL	106	13	33	-	-	60	-
	400mL	20,891	2,772	5,667	756	6,153	3,820	1,044

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

(7)温泉監視指導状況

(令和3年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)
計	310	9	2.9	153	4	2.6	-	-	-	-	-	-	41	-	-	85	3	3.5	-	-	-	31	2	6.5
温泉	300	5	1.7	143	-	-	-	-	-	-	-	-	41	-	-	85	3	3.5	-	-	-	31	2	6.5
利用施設	10	4	40.0	10	4	40.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【全県】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	634	1,591	76	(338) 81	-	-	-
	法による届出	582	1,343	64	(223) (59)	-	-	-
	条例による届出	52	248	12	(115) 22	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	14	40	5	(54) 11	1	-	-
	法による届出	14	40	5	(54) 11	1	-	-
一般粉じん	計	322	1,448	38	(307) 99	-	-	-
	法による届出	102	612	20	(162) 48	-	-	-
	条例による届出	220	836	18	(145) 51	-	-	-
特定粉じん	計	67	-	65	(37) 39	6	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	67	/	65	(37) 39	6	-	-
水銀	計	28	50	3	(22) 21	-	-	-
	法による届出	28	50	3	(22) 21	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	60	82	6	(28) 23	-	1	1
水質汚濁	計	3,155	/	200	176	27	-	-
	法による届出	2,757	/	178	166	27	-	-
	条例による届出	398	/	22	10	-	-	-
	法による許可	219	/	60	103	9	3	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	1	-	-	5	-	-
	法による届出	/	/	309	3	4	-
	法による申請	/	/	5	3	/	/
	条例による報告	/	/	34	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	106	291	15	(5) 3	-	-	-
	法による届出	103	283	15	(5) 3	-	-	-
	条例による届出	3	8	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	16	-	(2) 2	-	-	-
	法による届出	5	16	-	(2) 2	-	-	-
一般粉じん	計	36	129	3	(17) 3	-	-	-
	法による届出	15	41	1	(14) 2	-	-	-
	条例による届出	21	88	2	(3) 1	-	-	-
特定粉じん	計	37	-	37	(10) 10	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	37		37	(10) 10	-	-	-
水銀	計	5	14	-	(2) 2	-	-	-
	法による届出	5	14	-	(2) 2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	11	17	-	(8) 5	-	-	-
水質汚濁	計	422		40	27	6	-	-
	法による届出	379		40	24	6	-	-
	条例による届出	43		-	3	-	-	-
	法による許可	51		22	34	-	-	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況【西部】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消) (改善命令等)	行政指導 件数	
土壌汚染対策	計	-	-	59	-	3	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			54	-	3	-
	法による申請			2	-		
	条例による報告			3	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部広島】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	160	314	17	(9)	-	-	-
	法による届出	149	282	14	(9)	-	-	-
	条例による届出	11	32	3	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	2	(1)	1	-	-
	法による届出	1	1	2	(1)	1	-	-
一般粉じん	計	88	409	8	(45)	-	-	-
	法による届出	26	196	5	(37)	-	-	-
	条例による届出	62	213	3	(8)	-	-	-
特定粉じん	計	8	-	8	(9)	2	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	8	/	8	(9)	2	-	-
水銀	計	7	10	-	(9)	-	-	-
	法による届出	7	10	-	(9)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	14	-	(9)	-	-	-
水質汚濁	計	859	/	46	51	10	-	-
	法による届出	777	/	40	51	10	-	-
	条例による届出	82	/	6	-	-	-	-
	法による許可	18	/	4	7	2	-	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況【西部広島】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出	/	/	44	1	-
	法による申請	/	/	-	-	/
	条例による報告	/	/	3	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部呉】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	24	68	5	(45) 5	-	-	-
	法による届出	24	68	5	(45) 5	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	18	64	5	(45) 10	-	-	-
	法による届出	10	34	3	(35) 5	-	-	-
	条例による届出	8	30	2	(10) 5	-	-	-
特定粉じん	計	2	-	1	(-) 2	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	2		1	(-) 2	-	-	-
水銀	計	1	1	-	(5) 5	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(5) 5	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	1	1	-	(-) -	-	-	-
水質汚濁	計	125		11	14	-	-	-
	法による届出	112		11	14	-	-	-
	条例による届出	13		-	-	-	-	-
	法による許可	3		1	5	-	-	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。
 (注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
 (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況【西部呉】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	計	1	-	14	7	-
	汚染土壌処理業	1	-	-	5	-
	法による届出			14	2	-
	法による申請			-	-	-
	条例による報告			-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部東】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	38	163	7	(-)	-	-	-
	法による届出	36	144	6	(-)	-	-	-
	条例による届出	2	19	1	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(-)	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	22	159	4	(-)	-	-	-
	法による届出	10	122	4	(-)	-	-	-
	条例による届出	12	37	-	(-)	-	-	-
特定粉じん	計	4	-	3	(-)	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	4		3	(-)	-	-	-
水銀	計	4	9	2	(-)	-	-	-
	法による届出	4	9	2	(-)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	2	2	2	(-)	-	-	-
水質汚濁	計	245		5	12	-	-	-
	法による届出	211		5	9	-	-	-
	条例による届出	34		-	3	-	-	-
	法による許可	56		5	16	-	3	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。
 (注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
 (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況【西部東】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数(総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立入検査延件数	行政処分件数(許可取消改善命令等)	行政指導件数
土壌汚染対策	計	-	-	101	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			81	-	-
	法による申請			-	-	-
	条例による報告			20	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	253	629	30	(276) 61	-	-	-
	法による届出	225	465	22	(161) 39	-	-	-
	条例による届出	28	164	8	(115) 22	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	20	3	(51) 8	-	-	-
	法による届出	5	20	3	(51) 8	-	-	-
一般粉じん	計	124	476	13	(150) 73	-	-	-
	法による届出	33	156	4	(46) 36	-	-	-
	条例による届出	91	320	9	(104) 37	-	-	-
特定粉じん	計	13	-	13	(15) 15	4	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	13		13	(15) 15	4	-	-
水銀	計	8	13	1	(3) 2	-	-	-
	法による届出	8	13	1	(3) 2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	26	37	3	(7) 5	-	1	1
水質汚濁	計	1,128		63	42	9	-	-
	法による届出	975		51	38	9	-	-
	条例による届出	153		12	4	-	-	-
	法による許可	77		27	34	5	-	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。
 (注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
 (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況【東部】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
計	-	-	57	2	1	-
土壌汚染対策						
汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
法による届出			50	-	1	-
法による申請			2	2		
条例による報告			5	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部福山】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	53	126	2	(3) 3	-	-	-
	法による届出	45	101	2	(3) 3	-	-	-
	条例による届出	8	25	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	2	2	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	2	2	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	34	211	5	(50) 7	-	-	-
	法による届出	8	63	3	(30) 3	-	-	-
	条例による届出	26	148	2	(20) 4	-	-	-
特定粉じん	計	3	-	3	(3) 3	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	3		3	(3) 3	-	-	-
水銀	計	3	3	-	(3) 3	-	-	-
	法による届出	3	3	-	(3) 3	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	11	1	(4) 4	-	-	-
水質汚濁	計	376		35	30	2	-	-
	法による届出	303		31	30	2	-	-
	条例による届出	73		4	-	-	-	-
	法による許可	8		-	7	2	-	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。
 (注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
 (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況【東部福山】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	計	-	-	29	1	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			25	-	-
	法による申請			1	1	
	条例による報告			3	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【北部】

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
特定粉じん	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	-	/	-	(-)	-	-	-
水銀	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
水質汚濁	計	-	/	-	-	-	-	-
	法による届出	-	/	-	-	-	-	-
	条例による届出	-	/	-	-	-	-	-
	法による許可	6	/	1	-	-	-	-

(注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。
 (注2)法による届出には, 電気事業法, ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
 (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(2) 土壤汚染対策の状況【北部】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数(総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立入検査延件数	行政処分件数(許可取消改善命令等)	行政指導件数
土壤汚染対策	計	-	-	41	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出	/	/	41	-	-
	法による申請	/	/	-	-	/
条例による報告	/	/	-	-	-	

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は, 令和3年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数		
				行政指導	改善命令	
第一種フロン類充填回収業事業者数	全 県	603	41	15	2	-
	西 部	21	2	1	-	-
	西 部 広 島	357	22	1	-	-
	西 部 呉	24	2	2	-	-
	西 部 東	25	3	3	-	-
	東 部	33	2	3	-	-
	東 部 福 山	128	9	3	2	-
	北 部	15	1	2	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和3年度の状況である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和4年3月31日現在)

項目	市 町	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
硫 黄 酸 化 物		44	8	5	-	24	5	1	1
		(8)	(1)	(1)	(-)	(3)	(1)	(1)	(1)
うち簡易測定法		37	7	5	-	21	4	-	-
窒 素 酸 化 物		61	14	7	-	22	14	1	3
		(12)	(2)	(1)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
うち簡易測定法		50	12	7	-	18	11	-	2
一 酸 化 炭 素		1	-	-	-	-	1	-	-
		(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)
光化学オキシダント		13	2	3	-	4	2	1	1
		(12)	(2)	(2)	(-)	(4)	(2)	(1)	(1)
浮遊粒子状物質		27	2	3	-	17	3	1	1
		(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
微小粒子状物質		6	1	1	-	2	1	-	1
		(6)	(1)	(1)	(-)	(2)	(1)	(-)	(1)
炭 化 水 素		3	-	1	-	1	1	-	-
		(2)	(-)	(1)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)
降 下 ば い じ ん		30	9	4	-	7	10	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん		1	1	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
風 向 速		13	2	2	-	4	3	1	1
		(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
温 度 湿 度		4	1	-	-	1	1	-	1
		(3)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(1)
日 射 量		4	1	-	-	1	1	-	1
		(3)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(1)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和3年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別							
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙(カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他	
全 県	計	122	4	118	6	10	16	2	109	3	2
	(調査指導延件数)		(4)	(118)	(6)	(10)	(21)	(2)	(109)	(3)	(2)
	処 理 済	122	4	118	6	10	16	2	108	3	2
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
西 部	計	13	-	13	-	1	1	1	9	1	-
	(調査指導延件数)		(-)	(13)	(-)	(1)	(1)	(1)	(9)	(1)	(-)
	処 理 済	13	-	13	-	1	1	1	9	1	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	計	36	-	36	5	7	3	-	49	1	-
	(調査指導延件数)		(-)	(35)	(5)	(7)	(8)	(-)	(49)	(1)	(-)
	処 理 済	36	-	36	5	7	3	-	49	1	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部呉	計	1	-	1	-	-	-	-	2	-	-
	(調査指導延件数)		(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)	(-)	(-)
	処 理 済	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
西部東	計	4	-	4	-	1	1	1	-	1	-
	(調査指導延件数)		(-)	(4)	(-)	(1)	(1)	(1)	(-)	(1)	(-)
	処 理 済	4	-	4	-	1	1	1	-	1	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	計	48	-	48	-	1	9	-	38	-	-
	(調査指導延件数)		(-)	(48)	(-)	(1)	(9)	(-)	(38)	(-)	(-)
	処 理 済	48	-	48	-	1	9	-	38	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	計	3	-	3	1	-	2	-	-	-	-
	(調査指導延件数)		(-)	(3)	(1)	(-)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)
	処 理 済	3	-	3	1	-	2	-	-	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	計	17	4	13	-	-	-	-	11	-	2
	(調査指導延件数)		(4)	(13)	(-)	(-)	(-)	(-)	(11)	(-)	(2)
	処 理 済	17	4	13	-	-	-	-	11	-	2
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。
 (注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。
 (注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和3年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
全 県			
西 部	15	10	5
西部広島	9	1	8
西部呉	12	12	-
西部東	11	-	11
東 部	22	13	9
東部福山	5	5	-
北 部	8	7	1

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。
 (注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和3年度)

区分		総件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		16	-	-	12	1	3	-	-
情報	西部	大竹地区	1	-	-	1	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-
	西部広島	広島	1	-	-	1	-	-	-
		可部	1	-	-	1	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-
	西部呉	明立小学校	1	-	-	1	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-
	西部東	区分なし	2	-	-	2	-	-	-
		区分なし	2	-	-	2	-	-	-
報	東部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-
		三原	2	-	-	1	1	-	-
		尾道	-	-	-	-	-	-	-
		松永	-	-	-	-	-	-	-
		備北	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	福山	4	-	-	2	-	2	-	
	福山北部	1	-	-	1	-	-	-	
	府中	-	-	-	-	-	1	-	
北部	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	
区分		総件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		-	-	-	-	-	-	-	-
注意報	西部	<h1>該当なし</h1>							
	西部広島								
	西部呉								
	西部東								
	東部								
	東部福山								
	北部								

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措置
情報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注意報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況【西部】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(渡ノ瀬貯水池流入前, 玖島川河口, 渡ノ瀬貯水池, 小瀬川貯水池)	12回
		永慶寺川(下浜)	
		御手洗川(金剛寺)	
		可愛川(可愛)	
汚 濁	海 域	広島湾西部(31-2, 31-8, 31-13, 31-18, 31-21, 31-22-5, 31-27, 31-29, 31-30) 広島湾(32-14, 32-18, 32-30)	12回
	海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)	2回
	地 下 水	大竹市(1カ所), 廿日市市(1カ所)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		-
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	廃棄物処理施設(1カ所)	1回
	酸 性 雨		-
	そ の 他		-
	騒 音 調 査		-
	土 壌 汚 染		-
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	大竹市(油見公園), 廿日市市(桂公園)	2回
	水 質		-
	底 質		-
	土 壌		-

(7) 環境調査の実施状況【西部広島】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	(河 湖 沼 を 川 含 む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川(江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
濁	海 域		-
	海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回
	地 下 水	個人宅(安芸高田市1箇所, 北広島町2箇所)	3回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		-
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨		-
	そ の 他		-
騒 音 調 査			-
土 壌 汚 染			-
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質		-
	底 質		-
	土 壌	北広島町	1回

(7) 環境調査の実施状況【西部呉】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	(河 湖 沼 を 川 含 む)		
汚 濁	海 域		
	海 水 浴 場		
	地 下 水		
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
	大 気 汚 染 物 質 調 査		
大 気 汚 染	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	酸 性 雨		
大 気 汚 染	そ の 他		
	騒 音 調 査		
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気		
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

該当なし

(7) 環境調査の実施状況【西部東】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	(河 湖 沼 を 川 含 む)	6河川, 15地点	12回
		沼田川:入野川, 入野川下流, 棕梨川	-
		黒瀬川:三永貯水池入口, 高尾, 温井川, 古河川2, 松坂川,	-
		樋の詰橋, イラスケ川	-
		高野川:風早	-
		三津大川:三津小学校前	-
		木谷郷川:下之谷	-
		賀茂川:上水取水口, 朝日橋	-
			-
			-
			-
		汚 濁	海 域
海 水 浴 場	大串海水浴場		2回
			-
			-
			-
地 下 水	東広島市 2か所		1回
環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川 2か所, 賀茂川 1か所	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 竹原高校	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 広島県東広島庁舎	1回
	酸 性 雨		-
	そ の 他		-
騒 音 調 査		竹原市 8か所 東広島市 75か所	1回
土 壌 汚 染			-
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校, 竹原高校	2回
	水 質		-
	底 質		-
	土 壌	恵下山公園	1回

(7) 環境調査の実施状況【東部】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質	(河 湖 沼 を 川 含 む)	小原橋上(沼田川)	12回
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
汚	海 域	燧灘北西部7ヶ所	12回
	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3回
		須波海浜公園	3回
		しまなみビーチ	3回
			-
	地 下 水	三原市2ヶ所, 尾道市1ヶ所, 世羅町1ヶ所	1回
環 境 ホ ル モ ン 調 査	潮止め堰上(沼田川), 大田川, 燧灘北西部(35-8)(35-21)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原宮沖町	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原宮沖町, 解体現場, 廃棄物処理施設	5回
	酸 性 雨		-
	そ の 他		-
騒 音 調 査			-
土 壌 汚 染			-
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園, 尾道東高校	2回
	水 質	燧灘北西部(35-40)	1回
	底 質	燧灘北西部(35-40)	1回
	土 壌		-

(7) 環境調査の実施状況【東部福山】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水	(河 湖 沼 を 川 含 む)	河川: 芦田川・赤屋川下流	12回
		河川: 芦田川・御調川3	12回
		河川: 高梁川・帝釈川河口	12回
		湖沼: 三河貯水池(上層・中層・下層)	12回
		湖沼: 帝釈川貯水池(上層・中層・下層)	12回
		出口川(4地点)	12回
		出口川(1地点)	4回
		見谷川(1地点)	2回
			—
			—
汚			—
			—
濁	海 域		—
	海 水 浴 場		—
			—
			—
			—
	地 下 水	定期モニタリング 3地点, 概況調査 1地点	1回
環 境 ホ ル モ ン 調 査	高梁川	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	鶺鴒工業団地 2地点	1回
	酸 性 雨		—
	そ の 他		—
騒 音 調 査			—
土 壌 汚 染			—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	府中市教育センター	1回
	水 質		—
	底 質		—
	土 壌		—

(7) 環境調査の実施状況【北部】

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	(河 湖 沼 を 川 含 む)	江の川水系 上下川 (上下川河口)	12回/年
		江の川水系 馬洗川 (志幸)	
		江の川水系 美波羅川 (美波羅川)	
		江の川水系 川北川 (川北川河口)	
		江の川水系 西城川 (川北川下流)	
		江の川水系 比和川 (比和川)	
		江の川水系 板木川 (板木川)	
濁	海 域		—
	海 水 浴 場		—
			—
			—
			—
	地 下 水	三次市内 1地点, 庄原市内 3地点	1回/年
環 境 ホ ル モ ン 調 査	江の川水系 西城川 (川北川下流)	1回/年	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設)	1回/年
	酸 性 雨	三次市(広島県三次庁舎)	12回/年
	そ の 他		—
騒 音 調 査			—
土 壌 汚 染			—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気		—
	水 質		—
	底 質		—
	土 壌		—

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和4年3月31日現在)

区分		総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
し尿処理施設	施設数	10	-	1	-	4	5	-	-
	立入検査件数	1	-	1	-	-	-	-	-
ごみ処理施設	施設数	27	-	5	-	6	16	-	-
	立入検査件数	5	-	5	-	-	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	7	-	-	-	2	5	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道 終末処理場	施設数	48	6	12	5	7	6	1	11
	立入検査件数	29	9	10	5	1	3	1	-
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	3	1	-	-	2	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	83	5	11	3	12	36	10	6
	立入検査件数	58	3	9	2	6	22	9	7

(注)立入検査件数は、令和3年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【全県】

(令和4年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管		
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)	
総 数 (a + b)	2,440	59	107	383	38	1,487	20	30	-	2	2	
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	2,188	41	102	347	27	1,319	15	29	-	2	-	
+ うち積替え保管を含むもの('a)	150	22	-	23	3	198	-	1	-	-	-	
B 処分業(b ; b = c + d + e)	252	18	5	36	11	168	5	1	-	-	2	
中間処理業(c)	234	18	5	34	10	133	5	1	-	-	2	
中間処理・最終処分業(d)	9	-	-	1	1	31	-	-	-	-	-	
最終処分業(e)	9	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	
小計 (a + b)	2,223	38	100	351	36	1,305	17	31	-	2	-	
産業 廃棄 物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	1,988	24	96	315	25	1,143	15	29	-	2	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	133	14	-	19	2	167	-	1	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	235	14	4	36	11	162	2	2	-	-	-
	中間処理業(c)	217	14	4	34	10	127	2	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	9	-	-	1	1	31	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	9	-	-	1	-	4	-	1	-	-	-
小計(a + b)	217	21	7	32	2	182	1	-	-	-	2	
特別 管理 産業 廃棄 物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	200	17	6	32	2	176	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	17	8	-	4	1	31	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	17	4	1	-	-	6	1	-	-	-	2
	中間処理業(c)	17	4	1	-	-	6	1	-	-	-	2
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部広島】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総数 (a + b)	303	15	15	54	7	308	1	3	-	1	-
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	253	9	15	46	2	223	1	3	-	1	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	41	7	-	8	-	69	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	50	6	-	8	5	85	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	48	6	-	8	5	57	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
産業廃棄物A											
小計 (a + b)	277	9	15	48	7	277	1	3	-	1	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	230	5	15	40	2	193	1	3	-	1	-
うち積替え保管を含むもの('a)	37	5	-	5	-	52	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	47	4	-	8	5	84	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	45	4	-	8	5	56	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物B											
小計(a + b)	26	6	-	6	-	31	-	-	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	23	4	-	6	-	30	-	-	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	4	2	-	3	-	17	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部呉】

(令和4年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	35	-	4	6	1	15	1	4	-	-	-
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	27	-	3	5	1	11	-	3	-	-	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	8	-	1	1	-	4	1	1	-	-	-
中間処理業(c)	6	-	1	1	-	4	1	1	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	34	-	3	6	1	15	1	4	-	-	-
産業廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	26	-	2	5	1	11	-	3	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	8	-	1	1	-	4	1	1	-	-
	中間処理業(c)	6	-	1	1	-	4	1	1	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物 B	小計(a + b)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部東】

(令和4年3月31日現在)

区分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総数 (a + b)	410	19	13	57	9	276	8	4	-	-	-
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	357	13	11	50	6	251	5	4	-	-	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	11	4	-	2	-	20	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	53	6	2	7	3	25	3	-	-	-	-
中間処理業(c)	51	6	2	7	3	23	3	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物A											
小計 (a + b)	360	13	12	52	9	233	5	5	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	313	8	11	45	6	210	5	4	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	10	3	-	2	-	19	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	47	5	1	7	3	23	-	1	-	-	-
中間処理業(c)	45	5	1	7	3	21	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
特別管理産業廃棄物B											
小計(a + b)	50	6	1	5	-	43	1	-	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	44	5	-	5	-	41	-	-	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	6	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-
中間処理業(c)	6	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部】

(令和4年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	479	-	17	78	9	255	3	8	-	-	-
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	422	-	17	69	6	230	2	8	-	-	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	39	-	-	8	1	42	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	57	-	-	9	3	25	1	-	-	-	-
中間処理業(c)	48	-	-	7	2	20	1	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	6	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	440	-	15	71	8	232	3	8	-	-	-
産業 廃 棄 物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	386	-	15	62	5	207	2	8	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	38	-	-	8	1	37	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	54	-	-	9	3	25	1	-	-	-
	中間処理業(c)	45	-	-	7	2	20	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	6	-	-	1	1	3	-	-	-	-
	最終処分業(e)	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-
小計(a + b)	39	-	2	7	1	23	-	-	-	-	-
特別 管 理 産 業 廃 棄 物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	36	-	2	7	1	23	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	-	-	-	-	5	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部福山】

(令和4年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	826	9	35	124	7	457	5	3	-	-	-
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	803	7	35	120	7	450	5	3	-	-	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	9	2	-	-	1	10	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	23	2	-	4	-	7	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	22	2	-	4	-	7	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物 A											
小計 (a + b)	761	5	32	118	6	400	5	3	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	740	4	32	114	6	393	5	3	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	8	1	-	-	-	8	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	21	1	-	4	-	7	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	20	1	-	4	-	7	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物 B											
小計(a + b)	65	4	3	6	1	57	-	-	-	-	-
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	63	3	3	6	1	57	-	-	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	-	1	2	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【北部】

(令和4年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	161	2	10	34	2	24	1	6	-	-	2
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	133	2	10	29	2	21	1	6	-	-	-
+ うち積替え保管を含むもの('a)	18	2	-	3	1	5	-	-	-	-	-
B 処分業(b ; b = c + d + e)	28	-	-	5	-	3	-	-	-	-	2
中間処理業(c)	28	-	-	5	-	3	-	-	-	-	2
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	148	1	10	30	2	23	1	6	-	-	-
産業廃棄物 A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	122	1	10	25	2	20	1	6	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	15	1	-	2	1	5	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	26	-	-	5	-	3	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	26	-	-	5	-	3	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物 B 小計(a + b)	13	1	-	4	-	1	-	-	-	-	2
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	11	1	-	4	-	1	-	-	-	-	-
うち積替え保管を含むもの('a)	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
処分業(b ; b = c + d + e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
中間処理業(c)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業者数	新規登録・ 許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数		
					廃止	その他	
全 県	引 取 業	183	3	7	-	4	21
	フロン類回収業	92	2	3	-	1	7
	解体業	33	-	2	-	-	3
	破 碎 業	19	-	1	-	-	5
	合 計	327	5	13	-	5	36
西 部	引 取 業	23	-	2	-	-	4
	フロン類回収業	7	-	2	-	-	1
	解体業	2	-	1	-	-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	2
	合 計	33	-	5	-	-	7
西 部 広 島	引 取 業	35	1	1	-	-	-
	フロン類回収業	19	-	1	-	-	-
	解体業	6	-	-	-	-	-
	破 碎 業	3	-	-	-	-	-
	合 計	63	1	2	-	-	-
西 部 呉	引 取 業	1	-	-	-	-	-
	フロン類回収業	1	-	-	-	-	-
	解体業	-	-	-	-	-	-
	破 碎 業	-	-	-	-	-	-
	合 計	2	-	-	-	-	-
西 部 東	引 取 業	51	-	1	-	1	7
	フロン類回収業	30	1	-	-	-	1
	解体業	10	-	1	-	-	1
	破 碎 業	7	-	1	-	-	1
	合 計	98	1	3	-	1	10
東 部	引 取 業	36	1	3	-	2	6
	フロン類回収業	18	-	-	-	-	1
	解体業	10	-	-	-	-	-
	破 碎 業	4	-	-	-	-	-
	合 計	68	1	3	-	2	7
東 部 福 山	引 取 業	13	-	-	-	-	1
	フロン類回収業	7	-	-	-	-	1
	解体業	2	-	-	-	-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	-
	合 計	23	-	-	-	-	2
北 部	引 取 業	24	1	-	-	1	3
	フロン類回収業	10	1	-	-	1	3
	解体業	3	-	-	-	-	2
	破 碎 業	3	-	-	-	-	2
	合 計	40	2	-	-	2	10

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【全県】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者			
										事業者	処分業者	事業者	処分業者					
施設数合計	356	39	317	-	-	17	3	1	-	-	3	4	25	99	4	8		
中間処理施設数	小計	308	15	293	-	-	17	3	-	-	3	4	25	91	3	5		
	汚泥	脱水	16	4	12	-	-	-	1	-	-	-	1	6	1	-	-	
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		焼却	13	1	12	-	-	1	-	-	-	-	-	3	3	-	1	
	廃油	油水分離	4	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
		焼却	11	1	10	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃プラスチック類	破砕	42	1	41	-	-	3	2	-	-	-	1	-	2	23	-	-
		焼却	11	-	11	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1
	木くず・がれき類	破砕	191	2	189	-	-	9	-	-	-	-	2	-	57	-	-	
焼却		18	4	14	-	-	1	-	-	-	-	1	1	9	4	1	2	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
最終処分場施設数	小計	48	24	24	-	-	-	-	1	-	-	-	-	8	1	3		
	安定型	37	17	20	-	-	-	-	1	-	-	-	-	8	-	1		
	管理型	11	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2		
PCB廃棄物保管事業所	38	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	190	-	-	-		
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-		
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	42	13	29	-	-	-	3	-	-	-	-	-	25	11	1	-	
中間処理施設数	小計	38	12	26	-	-	-	3	-	-	-	-	25	11	-	-	
	汚泥	脱水	5	4	1	-	-	-	1	-	-	-	-	6	1	-	-
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-
	廃油	油分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	6	1	5	-	-	-	2	-	-	-	-	2	4	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		焼却	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	安定型	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部広島】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	51	-	51	-	-	8	-	1	-	-	3	1	-	29	2	1	
中間処理施設数	小計	48	-	48	-	-	8	-	-	-	3	1	-	27	2	-	
	汚泥	脱水	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃プラスチック類	破碎	7	-	7	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	4
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	木くず・がれき類	破碎	27	-	27	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	18
		焼却	3	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計	3	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	
	安定型	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	
	管理型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	-	-		
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部呉】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	16	1	15	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	
中間処理施設数	小計	13	1	12	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	1	
	汚泥	脱水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破碎	11	-	11	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		焼却	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部東】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	48	9	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
中間処理施設数	小計	37	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破碎	25	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
焼却		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計	11	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型	7	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	38	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	126	14	112	-	-	8	-	-	-	-	-	1	-	35	-	4	
中間処理施設数	小計	100	-	100	-	-	8	-	-	-	-	1	-	30	-	4	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	17	-	17	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	12	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		木くず・がれき類	破碎	59	-	59	-	-	6	-	-	-	-	-	-	18	-
木くず・その他	焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計	26	14	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	
	安定型	23	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	
	管理型	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部福山】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	44	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	
中間処理施設数	小計	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破碎	31	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【北部】

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者	
										事業者	処分業者	事業者	処分業者			
施設数合計	29	2	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	
中間処理施設数	小計	29	2	27	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		木くず・がれき類	破碎	22	2	20	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-
木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	4	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	35	53	23	7	1	-	-	1	2	-	6	7	6	1
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	2	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	3	10	-	10	43	-	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	2
9	焼却施設立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	3台				-	-	-	1	2	1	3	3	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	3回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	16	25	-	-	-	-	-	2	7	8	6	2	
		処理業者	4	4	4	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	3	3	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	2	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-
合計		80	122	31	20	51	-	-	3	3	4	16	22	16	6

産業廃棄物事案等による立入件数 21件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部広島】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容				
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数		
			うち中間処理施設	うち埋立処分場												
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	産業廃棄物処理業立入検査	31	83	31	13	3	-	-	-	-	-	2	2	1	1	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	1	1	-
		処理業者	3	14	-	13	3	-	-	1	1	-	1	3	2	1
5	建設業立入検査	45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	4	27	17	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	7	17	-	-	33	-	-	3	-	2	-	5	5	-	
9	焼却施設立入検査	2	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2回	13台				-	-	-	-	-	3	4	4	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	3回	7件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	2件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	4	12	-	-	-	1	3	-	4	1	1	-	1	
		処理業者	14	42	42	-	-	-	1	-	1	1	1	-	1	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	2	2	1	1	-	-	-	-	2	-	-	2	1	1	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	4	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	23	38	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		148	315	98	41	42	-	1	9	3	7	8	19	14	5	

産業廃棄物事案等による立入件数 49件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部県】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数
			うち中間処理施設	うち埋立処分場										
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査	2	6	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査	9	10	7	4	-	-	-	-	-	1	1	1	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	3	7	-	7	12	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	18	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	10台			-	-	-	-	-	1	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	1回	5件			-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	4件			-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	2回	3件			-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	3	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-
合計		47	80	10	13	27	-	-	-	-	2	1	1	-

産業廃棄物事案等による立入件数 6件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部東】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数	分析検体数		命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
				うち中間処理施設	うち埋立処分場										
1	有害物質排出事業所立入検査	14	27	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	2	5	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	26	68	49	19	-	-	3	1	1	4	7	7	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	10	29	-	29	-	-	5	-	-	-	5	5	-
5	建設業立入検査	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	12台												
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)														
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	4件												
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	2件												
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	8	17	-	-	-	6	-	1	6	6	-	-	
		処理業者	2	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-											
		許可業者	1	-											
合計		80	198	76	54	3	-	-	8	7	1	6	19	18	1

産業廃棄物事案等による立入件数 39件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数	分析検体数		命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
				うち中間処理施設	うち埋立処分場										
1	有害物質排出事業所立入検査	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	58	127	96	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	14	24	-	24	52	-	-	1	-	1	7	8	4
5	建設業立入検査	13	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	5	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2回	29台				-	-	-	-	-	-	-	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	5件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	27	36	-	-	-	1	-	5	7	12	8	4	
		処理業者	11	55	45	27	-	-	1	-	1	7	8	4	4
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	4	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-
合計		147	322	148	111	62	-	-	3	-	7	21	28	16	12

産業廃棄物事案等による立入件数 91件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部福山】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数	分析検体数		命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
				うち中間処理施設	うち埋立処分場										
1	有害物質排出事業所立入検査	2	2	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	8	17	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	3	4	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	1	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	26	26	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	9	9	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2回	11台				-	-	-	-	1	1	1	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	2回	7件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	3	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	7	30	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
		処理業者	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-
合計		62	117	16	9	9	-	-	1	-	2	12	11	10	1

産業廃棄物事案等による立入件数 28件

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【北部】

(令和3年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容				
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数		
			うち中間処理施設	うち埋立処分場												
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	産業廃棄物処理業立入検査	56	73	33	-	-	-	-	2	3	4	3	3	-		
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		処理業者	1	4	-	4	9	-	-	-	2	-	-	2	2	
5	建設業立入検査	53	59	-	-	-	-	-	16	14	3	22	22	-		
6	県外産廃事前協議確認立入検査	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	7	10	-	-	-	-	1	2	2	2	3	3	-		
9	焼却施設立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	-台													
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	-回	-件													
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	4件													
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	-回	-件													
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	26	50	-	-	7	-	-	3	6	10	4	11	9	2
		処理業者	4	6	-	-	-	-	-	1	2	3	-	3	3	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	3	6												
		許可業者	3	6												
合計		157	219	33	4	16	-	-	5	30	32	13	44	42	2	

産業廃棄物事案等による立入件数

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和3年度)

種別	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
西部	産廃	119	119	7	愛媛県, 岡山県, 山口県, 鳥取県, 島根県, 富山県, 兵庫県	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類, 廃石膏ボード, 水銀使用製品産業廃棄物	安田金属(株), 株式会社サニックス, 株式会社シテツ, 株式会社ケイ工業, 株式会社マエダ, 株式会社ビルサービス, 広兼産業(株), 広島炭化工業(株), 中国高圧コンクリート工業(株)	-	-
	特管	-	-	-					
	計	119	119	7		計 10 種類		-	-
西部広島	産廃	264	264	17	愛媛県, 大阪府, 岡山県, 香川県, 岐阜県, 京都府, 高知県, 滋賀県, 島根県, 千葉県, 徳島県, 鳥取県, 奈良県, 兵庫県, 福岡県, 三重県, 山口県	汚泥, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, コムくず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類, ばいじん	Okada(株), Kazu-Tech(有), 喜楽鋳業(株), 株式会社下田タイヤ産業, 殿林物流サービス(株)	-	-
	特管	165	165	9	愛媛県, 大阪府, 岡山県, 香川県, 高知県, 島根県, 徳島県, 兵庫県, 山口県	可燃性廃油, 腐食性廃酸, 腐食性廃アルカリ, 特定有害汚泥, 特定有害廃酸, 感染性廃棄物	喜楽鋳業(株), 株式会社輝陽	-	-
	計	429	429	26		計 17 種類		-	-
西部呉	産廃	3	3	1	山口県	廃プラスチック類, 金属くず, がれき類	博栄興産(株), (有)栄児, (株)フルサワ	-	-
	特管	-	-	-					
	計	3	3	1		計 3 種類		-	-
中部処理	産廃	124	124	27	茨城県, 栃木県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 鹿児島県, 沖縄県	燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず等, 鉛くず, がれき類, ばいじん, 建設混合廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 電気機械器具	株式会社 コーコー, 株式会社 スナダ, 株式会社 ヒロエー, 株式会社 南州科学, 光陽建設株式会社, 三井金属鋳業株式会社, 東広商事株式会社, 有限会社 シー・イー・サプライ, 有限会社 トラスト, 有限会社 丸津商店		
	特管	81	81	15	三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 沖縄県	鉛蓄電池, 可燃性廃油, 腐食性廃酸, 腐食性廃アルカリ, 特定有害鉛くず, 特定有害鉛くず, 特定有害ばいじん	株式会社 ヒロエー, 株式会社 南州科学, 三井金属鋳業株式会社, 東邦重鉛株式会社, 東邦製鋼株式会社, 有限会社 丸津商店		
	計	205	205	42		計 23 種類		-	-
東部	産廃	563	563	15	岐阜県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 島根県, 鳥取県, 岡山県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	汚泥, 廃油, 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 動植物性残渣, 金属くず, ガラスくず, がれき類	日本道路(株), 広島中央アスコン(株), 藤蔭工業(株), 前田道路(株), 株式会社村鋼材, 株式会社尾道開発, 株式会社中国開発, 三光建設(有), モトヒロ		
	特管	2	2	2	岡山県, 山口県	汚泥, 可燃性廃油	株式会社尾道開発, 株式会社中国開発		
	計	565	565	17		計 11 種類		-	-
東部福山	産廃	244	244	18	福井県, 岐阜県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 福岡県, 熊本県	燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残渣, 金属くず, ガラスくず等, 廃石膏ボード, がれき類, 水銀使用製品産業廃棄物	岡山産興(株), (株)オガワエコノス, (株)リアース, (株)上野, (株)中国開発, (有)ダイワ産業, (有)上下木材センター, 神石砕石(株)		
	特管	17	17	4	愛媛県, 岡山県, 山口県, 兵庫県	感染性産業廃棄物, 腐食性廃酸, 可燃性廃油	(株)オガワエコノス, 岡山産興(株)		
	計	261	261	22		計 18 種類		-	-
北部	産廃	50	49	9	愛媛県, 岡山県, 香川県, 山口県, 鹿児島県, 大阪府, 島根県, 福岡県, 兵庫県	ガラスくず, がれき類, がれき類(As殻), がれき類(Co殻), 金属くず, 鉛くず, 繊維くず, 陶磁器くず, 廃プラスチック類, 廃プラスチック類(タイヤ), 廃石膏ボード, 木くず	旭有機材(株), 株式会社下井建設, 株式会社三次衛生工業, 株式会社岩倉産業, 広島中央アスコン(株), 三次振興企業(株), 前田道路(株), 株式会社セルダムコーポレーション, 株式会社金本商店, 株式会社扇工業	1	処分方法が不適切
	特管	1	1	1	島根県	感染性産業廃棄物	三次振興企業(株)		
	計	51	50	10		計 13 種類		1	
西部	産廃	35	35	4	岡山県, 山口県, 鳥取県, 島根県	廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類, 石綿含有産業廃棄物	みつぎ産業(株), (有)渡ノ瀬興業		
	特管	-	-	-					
	計	35	35	4		計 5 種類		-	-
西部広島	産廃	14	14	4	岡山県, 埼玉県, 静岡県, 兵庫県	廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類	株式会社西部興産		
	特管	-	-	-					
	計	14	14	4		計 5 種類		-	-
西部呉	産廃	-	-	-					
	特管	-	-	-					
	計	-	-	-		計 - 種類		-	-
西部東	産廃	48	48	13	長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県	廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類, 建設混合廃棄物, 石綿含有産業廃棄物	光陽建設株式会社		
	特管	-	-	-					
	計	48	48	13		計 - 種類		-	-
東部	産廃	3	3	3	滋賀県, 兵庫県, 鳥取県	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, 陶磁器くず, がれき類	岩多陸運(有), (有)モトヒロ, 藤蔭工業(株)		
	特管	-	-	-					
	計	3	3	3		計 5 種類		-	-
東部福山	産廃	9	9	5	京都府, 兵庫県, 岡山県, 島根県, 愛媛県	廃プラスチック類, がれき類	(株)リアース		
	特管	-	-	-					
	計	9	9	5		計 2 種類		-	-
北部	産廃	-	-	-					
	特管	-	-	-					
	計	-	-	-		計 - 種類		-	-

(記入要領) 1 令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和3年10月4日	広島県西部厚生環境事務所	(書面開催)	広島海上保安部, 広島海上保安部岩国海上保安署, 広島森林管理署, 広島北部森林管理署, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 広島東警察署, 海田警察署, 廿日市警察署, 大竹警察署, 安芸高田警察署, 山県警察署, 西部総務事務所, 西部農林水産事務所, 西部建設事務所, 西部建設事務所廿日市支所, 西部建設事務所安芸太田支所, 西部厚生環境事務所, 西部厚生環境事務所広島支所, 港湾振興事務所, 産業廃棄物対策課	28機関	<ul style="list-style-type: none"> ・合同パトロール実施要領について ・令和2年度の取組状況, 事案対応及び令和3年度の取組状況・予定について ・不適正な行為を行っている事業者に係る情報提供 ・不法投棄監視強化対策事業について
令和3年8月26日	西部厚生環境事務所呉支所	(書面開催)	広島海上保安部, 呉海上保安部, 呉警察署, 江田島警察署, 広島警察署, 呉市, 江田島市, 西部総務事務所呉支所, 西部農林水産事務所呉農林事業所, 西部建設事務所, 西部建設事務所呉支所, 広島港湾振興事務所	-	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の不法投棄等の状況 ・呉地区の主な不法投棄等の状況 ・不法投棄監視強化対策事業 ・呉地区の不法投棄対策等の取組 ・廃棄物の不法投棄・野焼きなど廃棄物不適正処理の事例
令和3年8月4日	尾三地域廃棄物対策推進協議会	(書面開催)	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部建設事務所三原支所・東部厚生環境事務所	17機関	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県における不法投棄対策等について ・令和2年度管内の不法投棄・野外焼却について ・管内市町における不法投棄防止体制の整備について ・令和3年度廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について
令和3年9月27日	福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会	(書面開催)	市町, 河川国道事務所, 海上保安部, 森林管理署, 郵便事業(株)福山支所, 福山市農業協同組合, 関係警察署, 広島県	-	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度協議会パトロール実施計画について 情報提供等 広島県産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和元年度) 令和2年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況 広島県産業廃棄物対策情報提供資料 各機関の不法投棄防止取組状況 令和2年度協議会パトロール実施報告
令和3年8月6日	北部厚生環境事務所環境管理課	(書面開催)	三次河川国道事務所, 三次市, 庄原市, 三次警察署, 庄原警察署, 北部総務事務所, 北部農林水産事務所, 北部建設事務所, 北部建設事務所庄原支所, 北部畜産事務所, 北部厚生環境事務所	-	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度不法投棄等防止の取組状況等 ・各機関が把握している未解決の不法投棄等 ・不法投棄監視強化対策事業 ・令和2年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況等 ・令和3年度の事業計画・情報提供 ・協議会規約, 要領の改正について

試験検査業務

(別紙)

試験検査の実施状況

(単位:件)

(令和3年度)

検 査 項 目		合 計	西 部	東 部 福 山			
感染症関係 細菌学的検査	合 計 A	134	110	24			
	赤 痢 菌	5	-	5			
	コ レ ラ 菌	5	-	5			
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌	5	-	5			
	そ の 他	腸 管 出 血 性 大 腸 菌	112	103	9		
		そ の 他	7	7	-		
食品衛生関係 検 査	合 計 B	667	439	228			
	食 中 毒	小 計	73	68	5		
		細 菌 学 的 検 査	67	62	5		
		理 化 学 的 検 査	-	-	-		
		そ の 他	6	6	-		
	食 品 等	細菌学的検査	小 計	433	276	157	
			成 分 規 格	83	50	33	
			衛 生 規 範 [※]	154	45	109	
			か き	176	174	2	
			精 度 管 理	19	6	13	
			そ の 他	1	1	-	
		理化学的検査	小 計	161	95	66	
			成 分 規 格	42	12	30	
			添 加 物 使 用 基 準	87	60	27	
			残 留 農 薬 ・ 有 機 スズ	18	12	6	
	そ の 他	14	11	3			
	環境保全関係 検 査	合 計 C	1,254	623	631		
工場・事業場 排 水		小 計	942	440	502		
		細菌学的検査	細 菌 学 的 検 査	281	163	118	
			理化学的検査	一 般 項 目 ・ 栄 養 塩 等	453	227	226
				重 金 属 等 有 害 物 質	192	34	158
				VOC等有害物質	16	16	
		そ の 他	-				
廃 棄 物		小 計	288	159	129		
		細 菌 学 的 検 査	5	5			
		重 金 属 等 有 害 物 質	101	55	46		
		V O C 等 有 害 物 質	67	30	37		
		一 般 項 目	115	69	46		
そ の 他		-	-	-			
大 気		小 計	12	12	-		
		煙 道 測 定 に 伴 う ば い 塵 等	-	-	-		
		重 油 中 硫 黄 分	-	-	-		
		そ の 他	12	12	-		
そ の 他		小 計	12	12	-		
		重 金 属 等 有 害 物 質	1	1	-		
		一 般 項 目	1	1	-		
	そ の 他	10	10	-			
そ の 他	合 計 D	-	-	-			
	医 薬 品 等	-	-	-			
	そ の 他	-	-	-			
合 計 (A+B+C+D)		2,055	1,172	883			

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で検査項目の区分の異なる検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

(※)衛生規範は令和3年6月1日付で廃止されたが、引き続き衛生指導を目的として実施した検査は同項目に計上している。

その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	設置者	定員	TEL	設置年月日	施設の種別等
介護保険の施設	(医)仁康会本郷中央病院介護医療院	794-0414	三原市下北方一丁目7番30号	(医)仁康会	41	(0848)86-6780	R2.4.1	介護医療院
	(社医)里仁会介護医療院白龍湖	729-1321	三原市大和町和木1504番地の1	(社医)里仁会	100	(0847)34-1218	R1.9.1	
	(社医)里仁会介護医療院仁生苑	723-0053	三原市皆実三丁目3番28号	(社医)里仁会	110	(0848)64-4111	R1.9.1	
	因島総合介護医療院	722-2323	尾道市因島土生町2561番地	日立造船健康保険組合	8	(0848)22-2552	R3.3.1	
	介護医療院みのり	726-0003	府中市元町43番地1	医療法人社団陽正会	82	(0847)45-4571	R3.12.1	
施設	三原市医師会病院	723-0051	三原市宮浦一丁目15番1号	(社)三原市医師会	26	(0848)62-3113	H12.3.30	介護療養型医療施設
	(医)社団回生会永井医院	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田349番地の7	(医)社団回生会永井医院	7	(0845)27-0020	H13.6.1	
	よしはら内科外科リハビリテーションクリニック	722-0062	尾道市向東町8681番地の1	(医)吉原胃腸科外科	10	(0848)45-0007	H12.3.22	
	山本病院	729-0141	尾道市高須町735番地	木村 邦夫	39	(0848)46-0634	H12.3.10	

区分	名称	〒	住所	設置者	定員	TEL	設置年月日	施設の種別等
保健活動のための施設	三原市役所	723-8601	三原市港町三丁目5-1	三原市	-	(0848)67-5934	H9.11	市町保健センター
	三原市本郷保健福祉センター	729-0417	三原市本郷南五丁目23-1	三原市	-	(0848)86-3609	S62.2	
	三原市久井保健福祉センター	722-1412	三原市久井町和草1906-1	三原市	-	(0847)32-8551	H7.12	
	三原市大和保健福祉センター	729-1321	三原市大和町和木1538-1	三原市	-	(0847)34-0960	H4.11	
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	-	(0848)24-1960	S58.6	
	尾道市御調保健福祉センター	722-0311	尾道市御調町市107-1	尾道市	-	(0848)76-2235	H9.2	
	尾道市因島総合福祉保健センター	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1	尾道市	-	(0845)22-6562	H30.4	
	尾道市瀬戸田福祉保健センター	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	尾道市	-	(0845)27-3849	S61.4	
	世羅町世羅保健福祉センター	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	世羅町	-	(0847)25-0134	H8.5	
	神石高原町保健福祉センター	720-1522	神石郡神石高原町小島1701番地	神石高原町	-	0847-89-3366	H16年	
	府中市保健福祉総合センター(リ・フレ)	726-0011	府中市広谷町919番地3	府中市	-	0847-47-1310	H16年	
	府中市上下保健センター	729-3431	府中市上下町上下2101番地	府中市	-	0847-62-2231	H16年	

区分	名称	〒	住所	設置者	定員	TEL	設置年月日	施設の種別等
その他の施設	(株)オーエムエル	722-0073	尾道市向島町12384-4	(株)オーエムエル	-	(0848)44-3665	H5.7	衛生検査所
	尾道市母子・父子福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5 (尾道市総合福祉センター)	尾道市社会福祉協議会	-	(0848)22-8385	S58.6	母子・父子福祉センター

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
連	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2111	献血推進協議会
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課	0829-20-1610	
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235	民生委員児童委員協議会
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-30-9151	
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615	
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638	
	府中町民生委員児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162	
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町上市14-18 海田町社会福祉課内	082-823-9207	
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町社会福祉課内	082-820-5635	
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課内	082-820-1505	
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民課内	0826-28-2116	
	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851	
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509	社会福祉協議会
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211	
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ内	0829-20-0294	
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川12060 能美福祉センター内	0823-40-2501	
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	
海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294		
熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855		
坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611		
安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226		
北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680		
大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2140	地区歯科衛生連絡協議会	
廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610		
海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会	
芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保険健康課内	082-820-1504	地域保健対策協議会	
北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111		
府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	健康づくり推進協議会	
熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605		
安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707	歯科衛生連絡協議会	
安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633		
山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853		
府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257		
海田町公衆衛生推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター2階 住民活動センター	082-823-8503	献血推進協議会	
熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606		
安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	社会福祉協議会	
府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278		
海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294		
熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855		
坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611		
安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226		
北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680		
呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 西部保健所呉支所	0823-22-5400		地域保健対策協議会
呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103		
江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639		健康づくり推進協議会
江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	献血推進協議会	
江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639		
呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	民生委員児童委員協議会	
江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課	0823-43-1638		
呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509	社会福祉協議会	
江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川12060	0823-40-2501		
広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10 西部東保健所内	082-422-6911	地域保健対策協議会	
東広島市健康増進対策推進会議	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0936	健康づくり推進協議会	
竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央5丁目1-35 竹原市社会福祉課内	0846-22-7742		
東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29 東広島市社会福祉課内	082-420-0932	民生委員児童委員協議会	
大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968 大崎上島町福祉課内	0846-62-0330		
社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131	社会福祉協議会	
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108 東広島市総合福祉センター内	082-423-2800		
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026		
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247		
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083		
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	082-420-7011		
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201		
社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9 木江保健福祉センター内	0846-62-1718		
社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7 大崎老人福祉センター内	0846-64-4178		
社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1 東野保健福祉センター内	0846-65-2210		
尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011	地域保健対策協議会	
三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061		
尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960	歯科衛生連絡協議会	
世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127		

体	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6234	献血推進協議会
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)63-0570	民生委員児童委員協議会
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内	(0848)38-9122	
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター福祉課内	(0847)25-0072	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内	(0847)47-1294	
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	(0847)85-2330	
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1三原市総合保健福祉センター	(0848)63-0570	社会福祉協議会
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385	
	世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	(0847)22-3162	
	福山・府中地域保健対策協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	地域保健対策協議会
	福山市献血推進協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山市保健所健康推進課	084-928-3421	献血推進協議会
	府中市献血推進協議会	726-8601	府中市府川町315 府中市市民課	0847-43-7207	
	福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山すこやかセンター内	084-928-1330	社会福祉協議会
	府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 保健福祉総合センター リ・フレ内	0847-47-1294	
神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 小島交流会館内	0847-85-2330		
区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
職	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	医師会
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	
	大竹市歯科医師会	739-0651	大竹市玖波一丁目5-2 川口歯科医院内	0827-57-7350	歯科医師会
	佐伯歯科医師会	738-0034	廿日市市宮内北山1097-2 栗栖歯科クリニック	0829-37-1818	
	佐伯歯科医師会 廿日市支部	738-0222	廿日市市津田4233-1 かみて歯科クリニック	0829-72-1224	
	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	738-0034	廿日市市宮内4317-5 松村動物病院内	0829-30-7770	獣医師会
	(公社)広島県薬剤師会大竹支部	739-0611	大竹市新町二丁目1-2-7おおたけ駅前薬局内	0827-28-6180	薬剤師会
	(一社)廿日市市薬剤師会	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300	
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222	看護協会
	西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会	738-0035	廿日市市宮園四丁目12-5	0829-39-3529	栄養士会
	広島県歯科衛生士会廿日市地区会	731-5135	広島市佐伯区海老園二丁目16-10 隅田まさこ方	090-3744-3457	歯科衛生士会
	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931	
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088	
	安芸高田市歯科医師会	731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707	
	山県郡歯科医師会	731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552	
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055	薬剤師会
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440	
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255	
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524	看護協会
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543	
	広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	栄養士会
	広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	
	安芸地区地域活動栄養士会	—	—	—	
	広島県歯科衛生士会安芸地区会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864	歯科衛生士会
	安芸地区地域歯科衛生士会	—	—	—	
	広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468	獣医師会
	広島県獣医師会安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東4丁目7-39 くらかわ動物病院内	082-554-6161	
	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1 廿日市商工保健会館	0829-20-0030	
	呉市歯科医師会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ	0823-25-4441	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-261-1707	
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695	薬剤師会
	竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-2100	
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広大新開二丁目3-3	0823-73-6522	看護協会
	広島県栄養士会 芸予支部		個人宅につき掲載省略		栄養士会
	江田島市地域活動栄養士会		個人宅につき掲載省略		
	広島県歯科衛生士会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-264-8864	歯科衛生士会
	広島県獣医師会 安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東四丁目7-39 くらかわ動物病院内	082-577-5011	獣医師会
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	医師会
	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	082-422-3810	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2303	東広島市福富町久芳1539-27福富内科外科医院	082-430-1101	
	一般社団法人豊田郡医師会		寺本医院内	—	
一般社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター	082-423-0160	歯科医師会	
竹原・豊田歯科医師会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江246 正島歯科医院内	0846-62-0064		
一般社団法人東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	082-422-7340	薬剤師会	
一般社団法人竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-4943		
公益社団法人広島県看護協会東広島・竹原支部	739-0014	東広島市西条昭和町12-49 NOBBY SIESTA402	082-422-8858	看護協会	
東広島地域活動栄養士会	739-2114	東広島市高屋町白市888-197	090-2860-1815	栄養士会	
公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	東広島市河内町入野4203	—	獣医師会	
公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦一丁目8-6 岡田動物病院内	0846-22-4488		
三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	(0848)62-2283	医師会	
尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151		
因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	(0845)24-1210		
世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷614-1 うらべ医院内	(0847)25-0116		
三原市歯科医師会	723-0003	三原市中之町1-23-20 田淵歯科医院内	(0848)67-4976		
尾道市歯科医師会	722-0017	尾道市門田町2-39 三藤歯科医院内	(0848)23-5533	歯科医師会	
因島歯科医師会	722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	(0845)24-3648		
竹原・豊田歯科医師会	722-2413	尾道市瀬戸田町沢163-16 瀬戸田村上歯科医院内	(0845)27-4195		
御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町大字本郷字川口30-7 谷川歯科医院内	(0847)22-5222		

体	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	(0848)64-8079	薬剤師会	
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	(0848)20-0353		
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	(0845)22-0792		
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土丸1113 東広島保健医療センター3階	(082)423-7340		
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	(0848)64-1616	看護協会	
	公益社団法人 広島県栄養士会備後支部	722-8508	尾道市平原町一丁目10-23 広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	(0848) 22-8111	栄養士会	
	三原栄養士会	729-0414	三原市下北方一丁目7-30 医療法人仁康会 本郷中央病院	(0848)86-6780		
	尾道地区病院栄養士会	722-0062	尾道市向東町12255-1(社福)華野福祉会 高齢者ケアセンターはなの苑	(0848)20-6320		
	尾道地域栄養士会	722-0336	尾道市御調町江田447	(0848)76-1110	歯科衛生士会	
	広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	723-0015	三原市円一町3丁目9-195	(0848) 67-5588		
	広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	(0848)62-3434	獣医師会	
	福山市医師会	720-0032	福山市三吉町南二丁目11-25 福山市医師会館内	084-922-0243	医師会	
	府中地区医師会	726-0002	府中市鶴飼町496-1 府中地区医師会館内	0847-45-3505		
	松永沼隈地区医師会	729-0105	福山市南松永町二丁目8-12 保健福祉センター内	084-933-6299		
	深安地区医師会	720-2412	福山市加茂町下加茂993番地 せら医院内	084-972-2814		
	(社)福山市歯科医師会	721-0973	福山市南蔵王町六丁目19番34号	084-941-4444	歯科医師会	
	府中地区歯科医師会	729-3104	福山市新市町宮内362 いのうえ歯科医院内	0847-52-4188		
	神石郡歯科医師会	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1821-1 宮本歯科医院内	0847-82-2110		
	(一社)福山市薬剤師会	720-0815	福山市野上町3-12-1	084-926-0588		
	(公社)広島県看護協会福山・府中支部	720-1131	福山市駅家町万能倉98-12セルティア101号	084-976-9300	看護協会	
(公社)広島県栄養士会備後支部	723-0035	三原市須波ハイツ2-26-27 特別養護老人ホームすなみ荘内	0848-69-0181	栄養士会		
広島県歯科衛生士会福山・府中地区会	720-0834	福山市明王台5-4-34 戸室佳子	-	歯科衛生士会		
(公社)広島県獣医師会福山支部	720-0073	福山市北吉津町3-11-11 (事務局:ハーツアニマルクリニック内)	084-926-3355	獣医師会		
(公社)広島県獣医師会備後支部	729-3412	府中市上下町岡屋837 片山 孝 方	0847-62-3874			
区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等	
組 同 合 業	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	食品衛生協会	
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036		
区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等	
自 主	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2140	食生活改善推進協議会	
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 山崎本社みんなのあいプラザ	0829-20-1610		
	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会	
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112		
	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	公衆衛生推進協議会	
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所環境産業グループ内	0829-30-2009		
	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	738-0292	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115		
	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425-1 廿日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114		
	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0505	廿日市市宮島町1162-18 廿日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003		
	佐伯地域精神障害者家族会 こぶし会	738-0292	廿日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1124		精神障害者家族会
	大野精神障害者家族会 「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9(窓口:あいあい作業所)	0829-54-1535		
	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-7129-0856	断酒会	
	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	食生活改善推進協議会	
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258		
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター内	082-823-4418		
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131		
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196		
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255	運動普及推進協議会	
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域公衆衛生推進協議会	
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511		
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	公衆衛生推進協議会	
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242		
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225		
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606		
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506		
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960		
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町住民課内	0826-72-0854		
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町向山447 平本和昭様方	0826-52-3525	精神障害者家族会	
	府中町精神障害者家族の会 ふちゅう風の会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター	082-285-7278		
	海田町精神障害者家族会 さくらの会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418		
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	断酒会	
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513		
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647	薬物乱用防止指導員協議会	
	広島県薬物乱用防止指導員安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
	広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	食品衛生協会	
	江田島市食品衛生協会	737-2301	江田島市能美町中町4859-9	0823-43-1177		
	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所 地域保健課	0823-25-3540	食生活改善推進協議会	
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市 保健医療課	0823-43-1639		
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221	公衆衛生推進協議会	
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市地域支援課	0823-43-1637		
	あおぞら家族会(江田島市精神障害者家族会)	737-2213	江田島市大柿町大原字浜之内700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501	精神障害者家族会	
	薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	薬物乱用防止指導員地区協議会	
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	食品衛生協会	
	竹原地域食品衛生協会	725-0026	竹原市中央2丁目9-21	0846-22-8038		
	竹原市食生活改善推進員会	725-0025	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-7157	食生活改善推進協議会	
	大崎上島町食生活改善推進員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0300		
	竹原市公衆衛生推進協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35竹原市役所市民課生活環境係内	0846-22-2279	公衆衛生推進協議会	
東広島市公衆衛生推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29東広島市役所廃棄物対策課内	082-420-0926			
大崎上島町公衆衛生推進協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町役場保健衛生課内	0846-62-0303	精神障害者家族会		
竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦三丁目2-6 障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440			
芸南断酒会	725-0021	竹原市竹原町3580-3 事務局宅	090-9735-6070	断酒会		
賀茂台地断酒会		保健所経由で連絡	—			
広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911	薬物乱用防止指導員地区協議会		

織	三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	
	尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130	食品衛生協会
	因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	(0845)22-3259	
	三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6053	
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	食生活改善推進協議会
	世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134	
	三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)67-5830	
	尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	公衆衛生推進協議会
	世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	
	三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5232-0656	断酒会
	尾道断酒うず潮会	722-0055	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437	
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011	薬物乱用防止指導員地区協議会
	三原市母子保健推進員	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	母子保健推進協議会
	世羅町母子保健推進員	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0295	
	府中食品衛生協会	728-0023	府中市元町1-5 府中市教育センター内	0847-46-3880	食品衛生協会
	神石郡食品衛生協会	729-3602	神石郡神石高原町永野3218 宮野方	090-1182-9098	
	府中市食生活改善推進員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市健康推進課内	0847-47-1310	食生活改善推進協議会
	府中市精神保健福祉家族会 さつき会	726-0011	府中市広谷町919-3 障害福祉サービス事業所わかば内	0847-45-3370	精神障害者家族会
	神石高原町精神障害者家族会(やまぼうしの会)		会員宅	-	
	府中断酒会(上下支所を含む)		会員宅	-	断酒会
広島県薬物乱用防止指導員福山地区協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	薬物乱用防止指導員地区協議会	
区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
そ の 他 の 団 体	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市新宮一丁目13-1 (窓口:廿日市市社会福祉協議会)	0829-20-0294	精神保健福祉ボランティアグループ
	佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	廿日市津田4109(窓口:廿日市市社会福祉協議会 佐伯事務所)	0829-72-0868	
	リウマチ同病者「すみれ会」	723-0064	三原市西宮一丁目24-10	(0848)64-2536	
	心臓病の子どもを守る会	723-0051	三原市宮浦一丁目16-8	(0848)63-5412	難病患者・家族の会
	ひまわり友の会 備後支部	725-0013	竹原市吉名町4966-2	090-2804-9005	
	三原アレルギーの会ひだまり	729-0414	三原市下北方1丁目2-12 三原市社会福祉協議会本郷地域センター	(0848)86-3607	アレルギーの会
	アンダンテ	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉センター内	0847-47-1310	精神保健福祉ボランティアグループ
みらくる会	726-0011	府中市広谷町929-3	0847-46-4133		